

～いきいき・ふれあいと

ぬくもりのまちづくり～

行田市障害者計画



平成 19 年 3 月

埼玉県行田市

障害者計画の策定にあたって

我が国の障害者施策について、国は、ノーマライゼーションの理念の下、平成5年には「心身障害者対策基本法」を全面改正して「障害者基本法」として公布し、また、平成7年には「障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～」を策定するなど、積極的に施策の展開を進めてきました。

行田市においても、障害のある方への施策を総合的・計画的に推進し、障害のある方が安心して生活でき、積極的な社会参加ができるようなまちづくりを目指して平成10年に「行田市障害者計画」を策定し、障害者福祉の向上を図ってきました。

その後、本市でも障害のある方が増加していくなか、障害の重度化や重複化などにより障害のある方を取り巻く状況が大きく変化してきました。また、それまでの「措置制度」から「支援費制度」に移行するという大きな制度改革があったことなどを踏まえ、平成15年に「行田市障害者計画」の見直しを行ない、障害者施策の充実を図ってきました。

そうした中、平成18年4月には障害者自立支援法の施行によりこれまで3障害各々に体系化されていた障害者施策が一元化されるなど障害のある方を取り巻く環境は、再び大きな転換期を迎えました。加えてこの法律において市町村は、障害福祉サービスの提供体制の確保等について「市町村障害福祉計画」を策定することとなりました。

更に、本市は、平成18年1月に旧南河原村と合併し、新たな一歩を踏み出しています。

このような環境の変化を踏まえ、市では既存の「行田市障害者計画」の見直しを行い、障害のある方の自立と社会参加を促進し安心して生活を送ることができる指針として、「市町村障害福祉計画」の性格も併せ持つ「行田市障害者計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、障害のある方がより一層暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと存じます。

終わりに、この計画の策定にあたり御協力を頂きました多くの市民の皆様、貴重な御意見・御提言をいただきました「行田市障害者計画等策定委員会」の委員の皆様並びに関係機関や障害者団体の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成19年3月

行田市長 **横田 昭夫**

目 次

第 編 序 論

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景および趣旨.....	3
2	近年の障害保健福祉施策の動向と障害者自立支援法の要点.....	5
3	計画策定の視点.....	8
4	計画の期間.....	8
5	計画の位置付け.....	9

第 2 章 障害のある人を取り巻く現状

第 1 節	地域の概要.....	10
第 2 節	障害のある人の状況.....	15
第 3 節	アンケート調査結果にみる障害のある人の実態.....	17

第 編 基本構想

第 1 章	障害福祉の理念.....	33
第 2 章	計画の基本的考え方	
第 1 節	計画の基本理念.....	34
第 2 節	計画の基本目標.....	35
第 3 節	平成 23 年度の将来像.....	38

第 編 基本計画

施策体系図.....	42	
第 1 章	共に生きる社会をめざします.....	43
第 1 節	心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインの促進.....	44
第 2 節	権利擁護のための施策の充実.....	45
第 2 章	障害のある人の地域生活を支援します.....	46
第 1 節	相談・情報提供体制の充実.....	48
第 2 節	在宅生活支援の充実.....	50
第 3 節	施設サービスの充実.....	56
第 4 節	地域福祉活動の充実.....	57

第3章	障害のある人の社会参加を支援します	58
第1節	交流・コミュニケーション支援施策の充実.....	59
第2節	就労機会の拡大.....	61
第3節	スポーツ・レクリエーション活動の振興.....	64
第4章	自立に向けての力を高める教育を充実します	65
第1節	就学前保育等の充実.....	66
第2節	特別支援教育および放課後児童対策の充実.....	67
第5章	安心できる保健・医療施策を推進します	69
第1節	早期発見・療育の充実.....	70
第2節	保健・医療体制の充実.....	71
第3節	保健活動の総合的推進.....	72
第6章	人にやさしいまちづくりを推進します	73
第1節	福祉環境の総合的整備.....	74
第2節	交通・外出支援策の充実.....	75
第3節	防災・防犯体制の充実.....	77

第 編 計画の推進

第1章	計画の推進・進行管理体制	81
第2章	見込量	83

第 編 付属資料

資料1～6	89～
--------------------	-----

第 編

序 論

第 1 章 計画策定にあたって

第 2 章 障害のある人を取り巻く現状

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景および趣旨

『行田市障害者計画』策定までの流れ

「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」（昭和56年）を契機に障害者施策は大きく変化し、新たな取り組みが進められてきました。国は、平成5年3月に『障害者対策に関する新長期計画 - 全員参加の社会づくりをめざして - 』を策定、同年12月には「心身障害者対策基本法」を全面改正し、「障害者基本法」として公布しました。また、平成7年12月には『障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～』を策定し、新長期計画の重点施策の具体的な数値目標を明示し、積極的に施策の展開を進めました。

県においては、平成6年3月に『障害者対策に関する埼玉県長期計画 - ふれあい彩の国プラン21 - 』を策定、また、平成7年3月には「埼玉県福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが暮らしやすい、やさしい社会づくりをめざし、検討・修正を加えながら施策を推進してきました。

行田市においても、このような動向を受け、障害のある人の実態やニーズの把握に努め、障害者施策を計画的・総合的に推進することを目的に平成10年6月に『行田市障害者計画』を策定し、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障害者福祉の向上を図りました。

計画の見直し

しかし、障害者数が増加していくなかで、障害の重度化、本人および介助者の高齢化、また、障害のある高齢者の増加など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、平成12年4月から「介護保険制度」が実施され、平成15年度からは社会福祉基礎構造改革の一環として、県や市町村が福祉サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定するこれまでの「措置制度」に替えて、障害のある人自身が希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われ、加えて前述の国の障害者基本計画や県の障害者計画もそれぞれ更新されるなど、障害者施策は大きな転換期を迎えました。

そこで行田市では、これらの流れを受け計画に反映するため、平成14年度に、『行田市障害者計画』の主要事業が目標年次を迎えることにあわせて計画の見直しを行い、より現状に対応しやすいものにしました。

障害者自立支援法成立と南河原村との合併、新計画の策定

その後、平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正、同年 12 月の「発達障害者支援法」の制定に続いて、平成 17 年 10 月には「障害者自立支援法」が成立し 3 障害一元の障害福祉サービス体系に移行することが決まるなど、障害者施策を取り巻く環境は再び大きな転換期を迎えています。

一方、行田市は平成 18 年 1 月 1 日をもって旧南河原村と編入合併し、人口 88,000 人超の新市が誕生しました。

こうした大きな環境の変化をふまえ、計画期間を 1 年残している『行田市障害者計画』の改定作業を前倒しで実施し、施策や事業の進捗状況等の確認・評価を行いつつ、障害者自立支援法で新たに策定が義務づけられた「市町村障害福祉計画」（第 1 期）の性格も併せ持つ『行田市障害者計画』を策定することにしました。

2 近年の障害保健福祉施策の動向と障害者自立支援法の要点

近年の障害保健福祉施策の動向

「地域生活」重視へ移行

従来の“施設偏重”の考え方から脱却し、「脱施設」を合言葉に、住み慣れた地域の中でサービスをうまく活用しながら生活を続けていくことを重視する方向へ移行が進んでいます。

交流・コミュニケーション支援施策を重視

「ノーマライゼーション」の実現を図る観点からも、障害のない人との自然で活発な交流を進めることが重視されています。また、そのためにも、聴覚障害者のための手話通訳者、要約筆記者の養成・確保などコミュニケーション支援施策の重要性が高まっています。

障害者自身がサービスを選んで利用する時代

だからこそ十分な情報提供が重要

いわゆる「社会福祉基礎構造改革」の一環として、障害福祉の分野においても障害のある人が自らサービスや事業者を選択して利用する時代が訪れています。適切で効果的なサービス利用のために、正確でわかりやすい情報が、豊富に提供されていることが不可欠と言えます。

一人ひとりの障害児の個性に合った教育

かつての「特殊教育」中心の流れから、「特別支援教育」の提唱・導入へと、流れが変わってきています。障害のある子ども一人ひとりの個性に合った教育を行い、その可能性を伸ばすことが求められています。

障害のある人の権利擁護が急務

希望する学校に入学したり希望する仕事に就いたりすることができなかつたり、身体的・性的な暴力や嫌がらせを受けたりするなど、障害のある人がさまざまな人権侵害を受けているケースが多くみられます。年金が本人のために使われていない例などもあります。法改正で「障害者基本法」に障害者への差別・権利利益侵害の禁止が明記され、権利擁護のための実効性のある施策の推進が急務となっています。ケースによっては成年後見制度を活用することも必要になってきます。

手帳取得ができない人への支援も課題

近年、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症などの新しいタイプの障害が認識されるようになってきたものの、これらは手帳取得の要件に該当しないことが多く、これらの障害のある人への支援のあり方が課題となっています。平成16年に「発達障害者支援法」が制定されましたが、発達障害者や高次脳機能障害者などへの有効な施策の検討が必要です。あわせて、難病患者への施策の検討も必要です。

障害者自立支援法のポイント

平成 17 年 10 月 31 日、「障害者自立支援法」が国会において可決・成立し、18 年 4 月から施行されています。この法律に基づく制度変更等のおもなものは、下記のとおりです。

改正の概要

障害福祉サービスの一元化

- ・ 3 障害（身体、知的、精神）の一元化
- ・ 実施主体の市町村への一元化

利用者本位のサービス体系に再編

- ・ 介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業を創設
- ・ 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離
- ・ 地域の限られた社会資源を活かしていく

就労支援の抜本的強化

- ・ 「就労移行支援事業」等の創設
- ・ 雇用施策との連携強化

客観的な「障害程度区分」の導入と支給決定の透明化・明確化

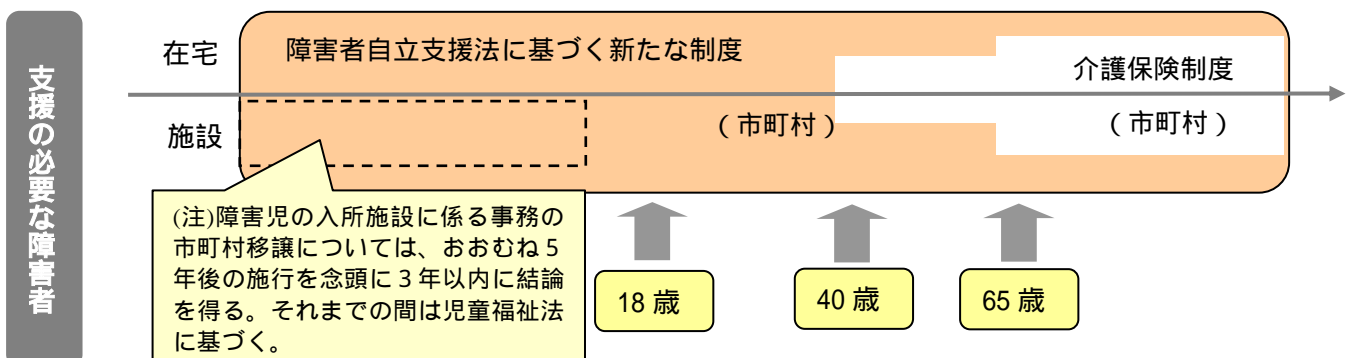
サービス利用者の利用料原則 1 割負担

自立支援医療制度への移行

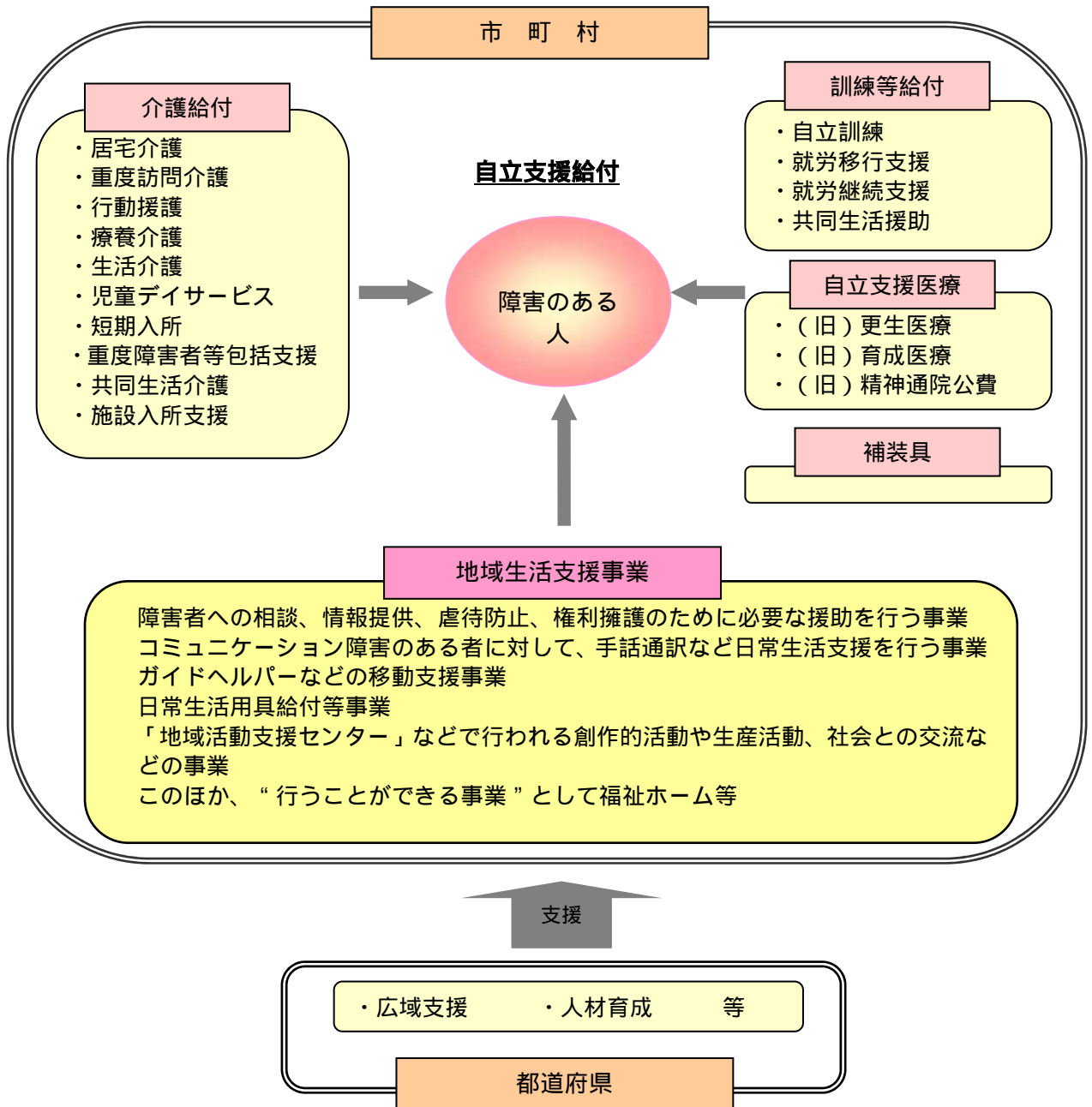
補装具と日常生活用具等の事業の再編

「障害福祉計画」の策定

障害福祉サービスの一元化



新しい自立支援システム



3 計画策定の視点

前項で示した近年の諸条件の変化や障害者自立支援法およびそれに基づく国の「基本的な指針」等の内容をふまえ、次のような視点を重点に計画の改定を行いました。

【計画の基本的視点】

- 1 障害のある人の人権と主体性（自己選択・自己決定）の尊重
- 2 障害福祉サービス・地域生活支援事業提供基盤の整備
- 3 身近な地域における支援
- 4 コミュニケーション支援の向上
- 5 精神保健福祉施策の充実

4 計画の期間

本計画の「基本構想」の部分の対象期間は、平成 18（2006）年度から平成 23（2011）年度までの 6 年間とします。

また、「基本計画」部分の計画期間は平成 18（2006）年度から 20（2008）年度までの 3 年間とし、20 年度において計画の見直し作業（見込量等の変更）を行うことを予定します。見直しに際しては、社会経済情勢の変化等により必要が生じれば、「基本構想」についても部分的変更や付加等を行うこととします。

「基本構想」部分	平成 18 年度～23 年度(6 年間)
「基本計画」部分	平成 18 年度～20 年度(3 年間)

5 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づき、本市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。

また、障害者自立支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」の性格も併せ持っています。

なお、本計画は『第4次行田市総合振興計画』や『行田市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画』などとの整合を図りつつ、国の障害者基本計画や県の障害者計画などに連動するようにしています。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

第1節 地域の概要

行田市の概要

行田市は、埼玉県の北部に位置し、北の利根川・南の荒川の2大河川に挟まれた、豊かな水辺や緑が広がる都市です。歴史は古く、東日本一の規模を誇る埼玉古墳群があることからわかるように、古代から北埼玉地方の中心として栄え、江戸時代には忍藩 10万石の城下町として賑わいました。時代が下って太平洋戦争後には、伝統の足袋産業が被服産業に転換されるとともに、工業団地の整備により新産業が導入されるなど産業構造の変化も進んでいます。

また、東京都心から 60 kmの圏内にあり、JR高崎線行田駅など交通条件に恵まれ、区画整理や宅地造成による開発が進み、都市形態も大きく変貌しています。

このような中で、「水と緑 個性あふれる文化都市」を将来像とする『第4次行田市総合振興計画』（平成 13 年度～22 年度）に基づき、まちづくりを進めています。

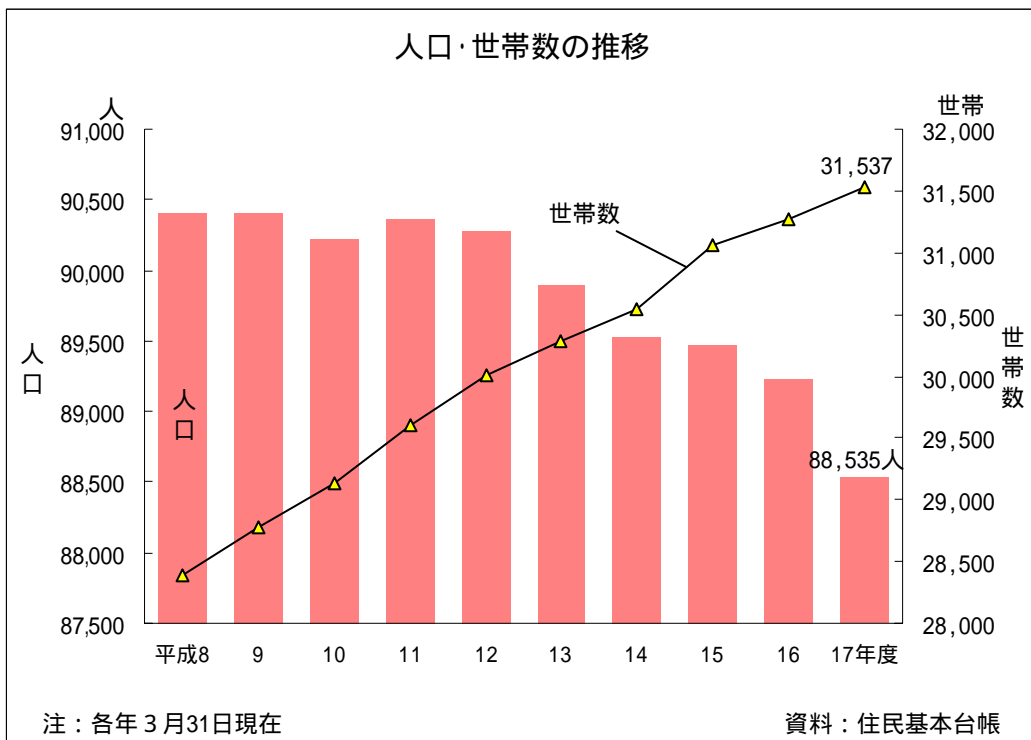
行田市は、障害保健福祉圏域としては「利根（北）」圏域に属しています。

障害保健福祉圏域

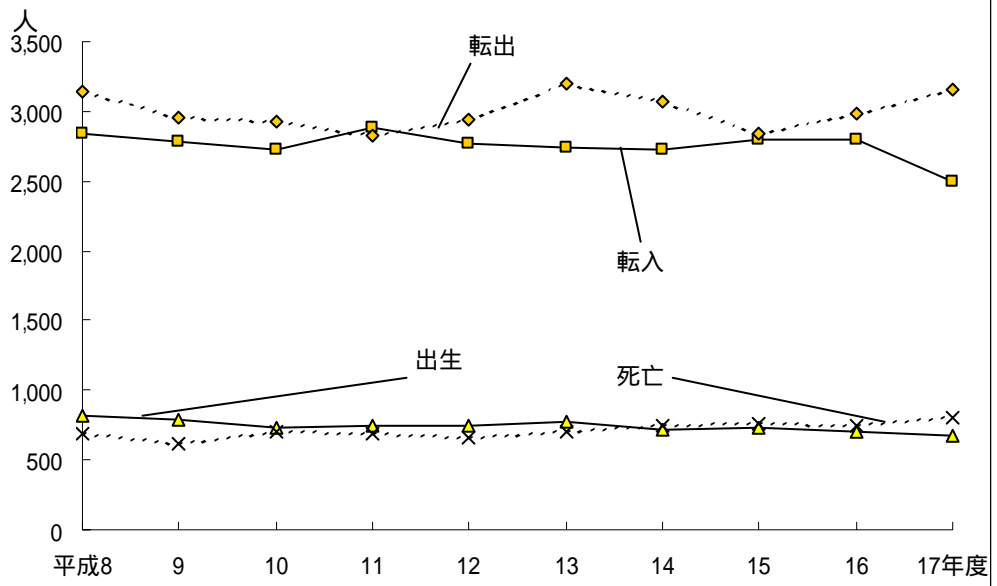


人口・世帯の動向

本市の人口（各年度末現在の人口、合併前の時点については旧行田市と旧南河原村の人口を合計した値で、本節において以降同様とします。）は、最近10年間で、横ばいから減少傾向になっており、平成8（1996）年度末現在の90,399人から、同17（2005）年度末現在では、2.1%減の88,535人となっています。近年では転出者が転入者を上回り、また死亡数が出生数を上回っています。



人口動態の推移



資料：住民基本台帳

世帯数については、平成8年度末現在の28,393世帯から、同17年度末には31,537世帯へと増加（増加率11.1%）しています。

世帯構成では、県平均に比べ「その他の親族世帯」すなわち三世代の同居世帯の割合が高いですが、以前に比べその比率は低下し、核家族世帯や単独世帯（ひとり暮らし）の割合が増加しています。

一般世帯の構成

単位：%

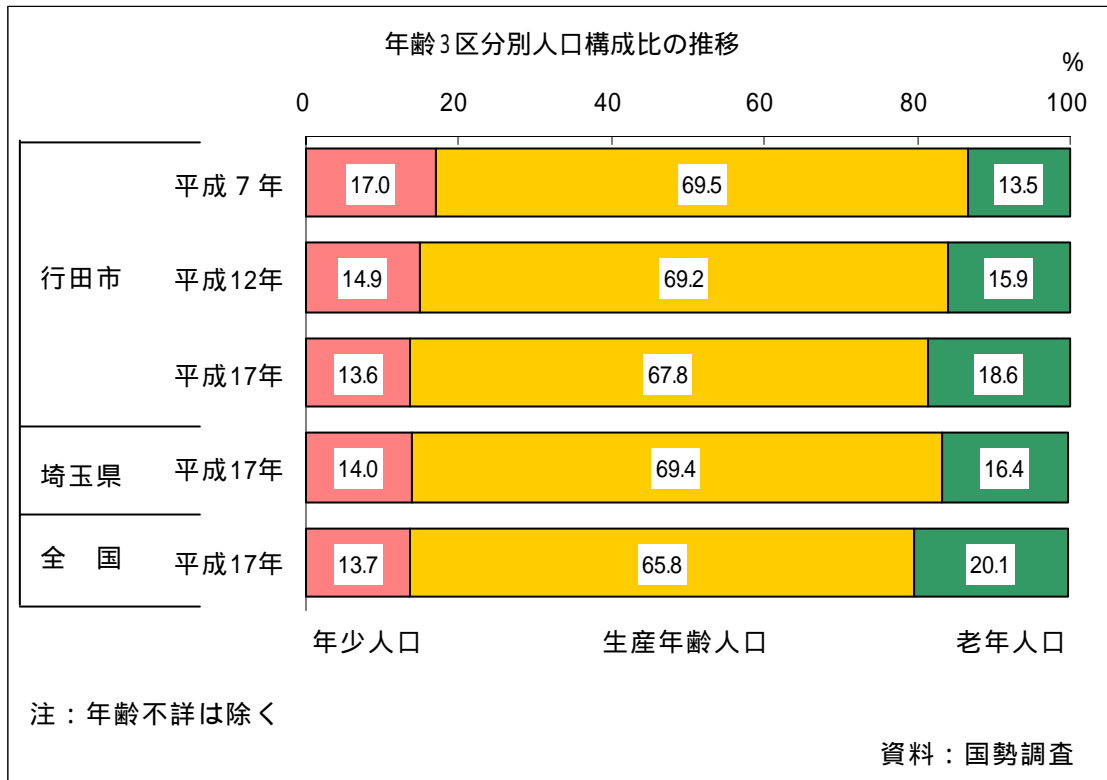
区 分	行田市		埼玉県
	平成12年	平成17年	平成17年
核家族世帯	65.1	64.6	64.4
夫婦のみ	16.7	18.3	19.5
夫婦と子ども	40.1	37.3	36.6
ひとり親と子ども	8.3	8.9	8.3
その他の親族世帯	18.6	15.7	9.9
非親族および単独世帯	16.3	19.7	25.7
合 計	100.0	100.0	100.0

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。

資料：国勢調査

年齢構成

本市においては少子・高齢化が進み、年齢3区分別人口構成は、年少人口(0～14歳)の割合が減少し、老年人口(65歳以上)の割合が増加する傾向を続けています。平成17年には、年少人口13.6%・生産年齢人口(15～64歳)67.8%・老年人口18.6%の構成となっており、老年人口比率は、県平均を約2ポイント上回っています。



第2節 障害のある人の状況

障害者（児）の人数

本市の障害者手帳交付状況（行田市福祉課資料：平成17年度末）は、身体障害者（児）が2,514人で、総人口88,535人（平成17年度末住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ2.8%、知的障害者（児）は389人で、およそ0.4%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者は225人、通院医療費公費負担制度（*当時）の利用者は617人となっています。（福祉課資料：平成17年度末）

障害者（児）数 ～種類・程度別内訳～

身体障害

障害種別	人数
視覚障害	198
聴覚障害	240
音声・言語障害	37
肢体不自由	1,414
内部障害	625
合計	2,514

単位：人

級別	人数
1級	771
2級	486
3級	408
4級	527
5級	174
6級	148
合計	2,514
(うち障害児)	49

資料：行田市福祉課
（平成17年度末現在）

知的障害

単位：人

	㉠	A	B	C	合計
18歳未満	24	28	18	14	84
18～64歳	73	92	85	27	277
65歳以上	4	13	10	1	28
合計	101	133	113	42	389

資料：行田市福祉課（平成17年度末現在）

精神障害 単位：人

通院医療	精神障害者保健福祉手帳所持者			
	1級	2級	3級	総数
617	28	150	47	225

資料：行田市福祉課（平成 17 年度末現在）

障害者（児）数の推移 ～ 障害者手帳所持者数～

平成 年度	身体障害 者総数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	内 部 障 害	肢 体 不自由	知的障害者 総数	精神障害者 総数(手帳 所持者)
15	2,407 (204)	204 (27)	248 (39)	35 (4)	559 (31)	1,361 (103)	363 (31)	165 (7)
16	2,453 (184)	198 (21)	236 (30)	36 (5)	589 (32)	1,394 (96)	381 (31)	211 (13)
17	2,514	198	240	37	625	1,414	389	225

資料：行田市福祉課（各年度末現在）

()は、旧南河原村の該当者数

近年の障害者（児）の傾向

身体障害...増加傾向にあり、平成 17 年度末で 2,514 人、そのうち肢体不自由が過半数を占めています。近年、内部障害の増加が大きくなっています。手帳の等級は 1 級が 771 人で最も多く、重度者（1・2 級）の割合がちょうど 5 割で、5・6 級は合わせて 322 人（約 13%）となっています。

知的障害...増加傾向にあり、平成 17 年度末で 389 人、18 歳未満が 84 人、18～64 歳が 277 人となっています。手帳の等級では A が 133 人で最も少なくなっています。

精神障害...増加傾向にあります。平成 17 年度末現在手帳所持者の内訳では 2 級が 150 人を占めています。

施設の利用状況

平成 17 年度末現在で、身体障害者の施設を利用している人は 22 人（身体障害者の約 0.9%）で、知的障害者の施設を利用している人は 115 人（知的障害者の約 29.6%）となっています。

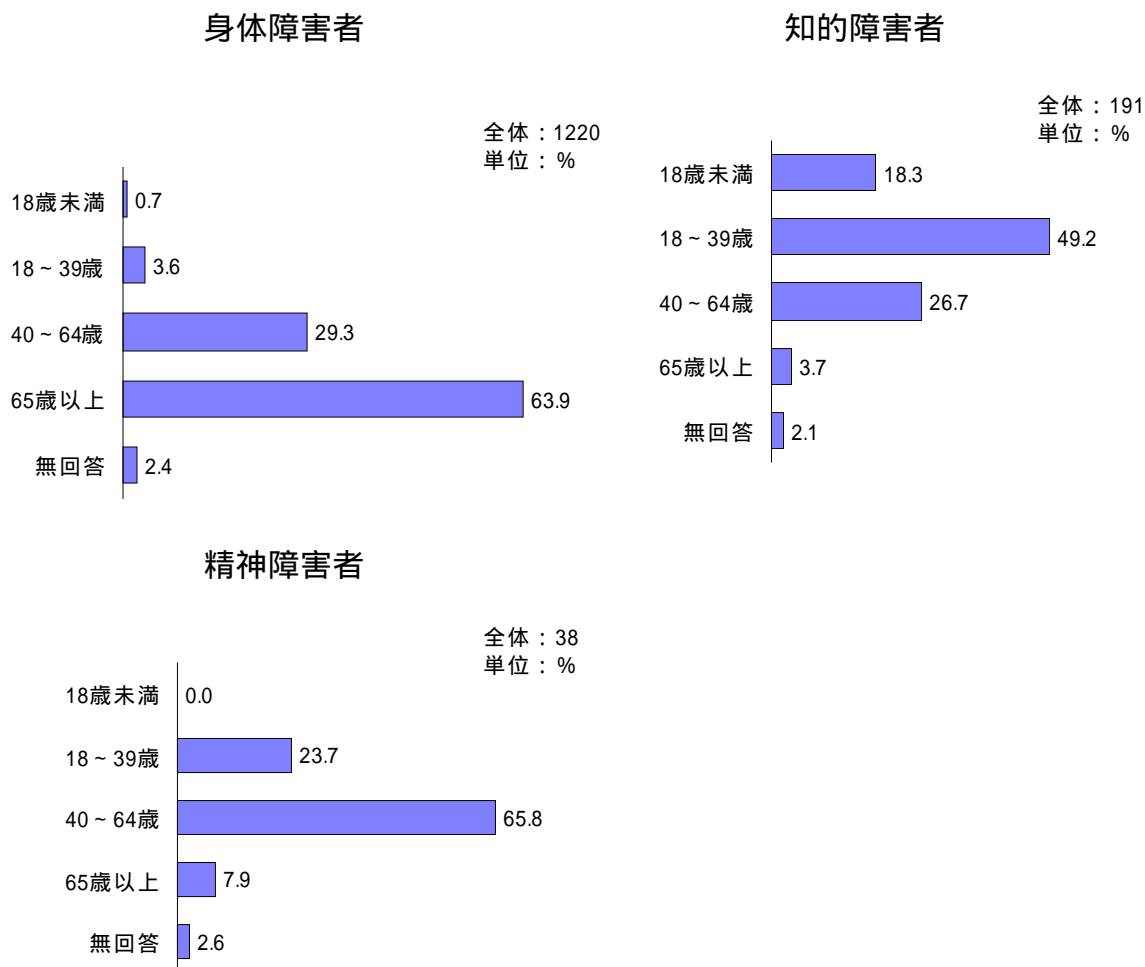
第3節 アンケート調査結果にみる障害のある人の実態

・アンケート調査の実施方法等については、「付属資料」編に記載しております。

障害者調査

【回答者の年齢構成】

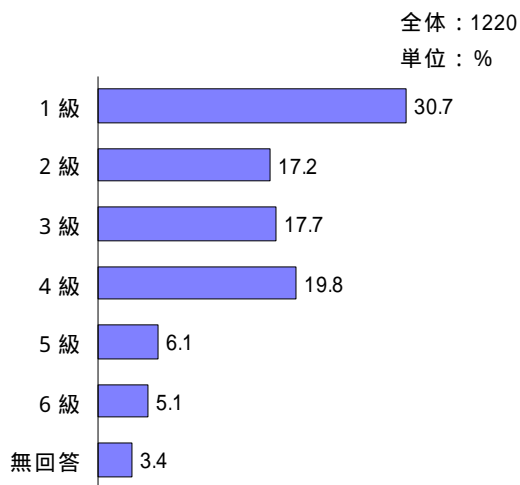
- ・身体障害者の年齢は「65歳以上」が6割強を占め、次いで「40～64歳」が29.3%、「18～39歳」が3.6%などとなっています。
- ・知的障害者の年齢は、「18～39歳」が49.2%と半数弱を占め、最も多くなっています。
- ・精神障害者の年齢は、「40～64歳」が最も多く、「18～39歳」がそれに続いています。



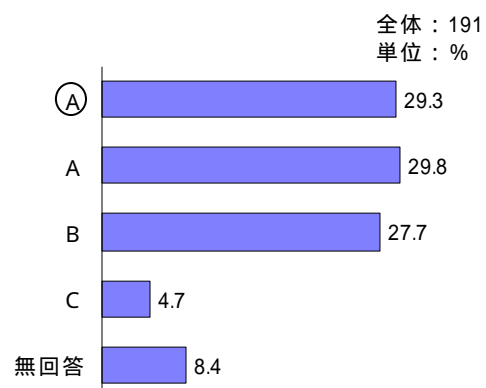
【障害の状況】

- ・身体障害者の手帳の等級は、「1級」が約30%で最も多く、「2～4級」がそれぞれ20%弱ずつとなっています。
- ・知的障害者の療育手帳の程度は、「重度」、「最重度」がそれぞれ3割弱で多く、「中度」が27.7%、「軽度」が5%弱です。
- ・精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」が最も多く、続いて「3級」「1級」の順となっています。

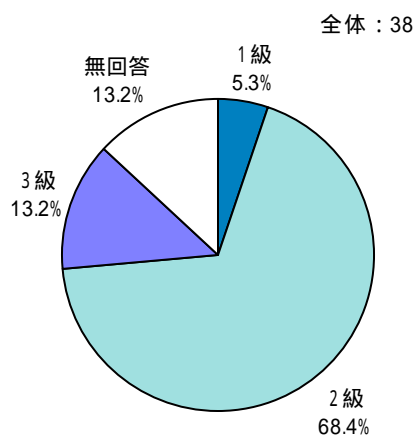
身体障害者



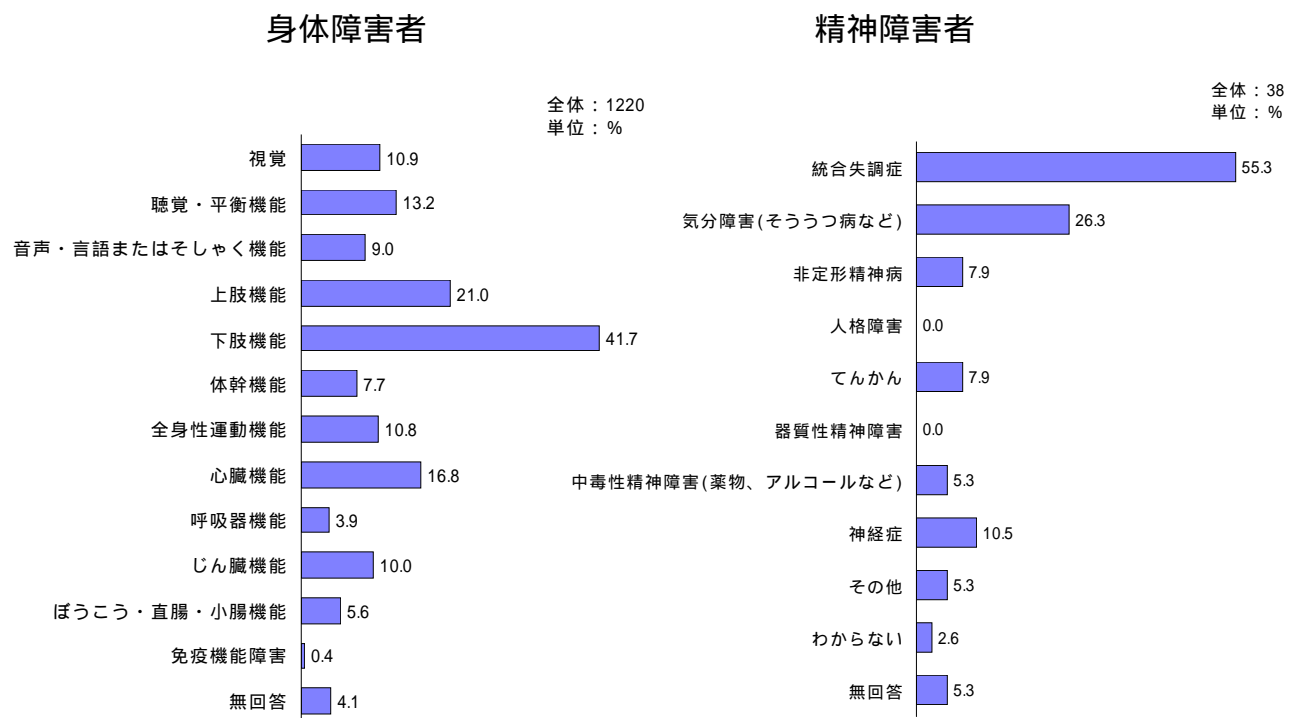
知的障害者



精神障害者



- ・ 障害の種類は、身体障害者では「下肢機能」障害が40%強で最も多く、「上肢機能」、「心臓機能」、「聴覚・平衡機能」などの障害が続いています。
- ・ 精神障害者では、「統合失調症」が最も多く、次いで「気分障害（そううつ病など）」が多くなっています。

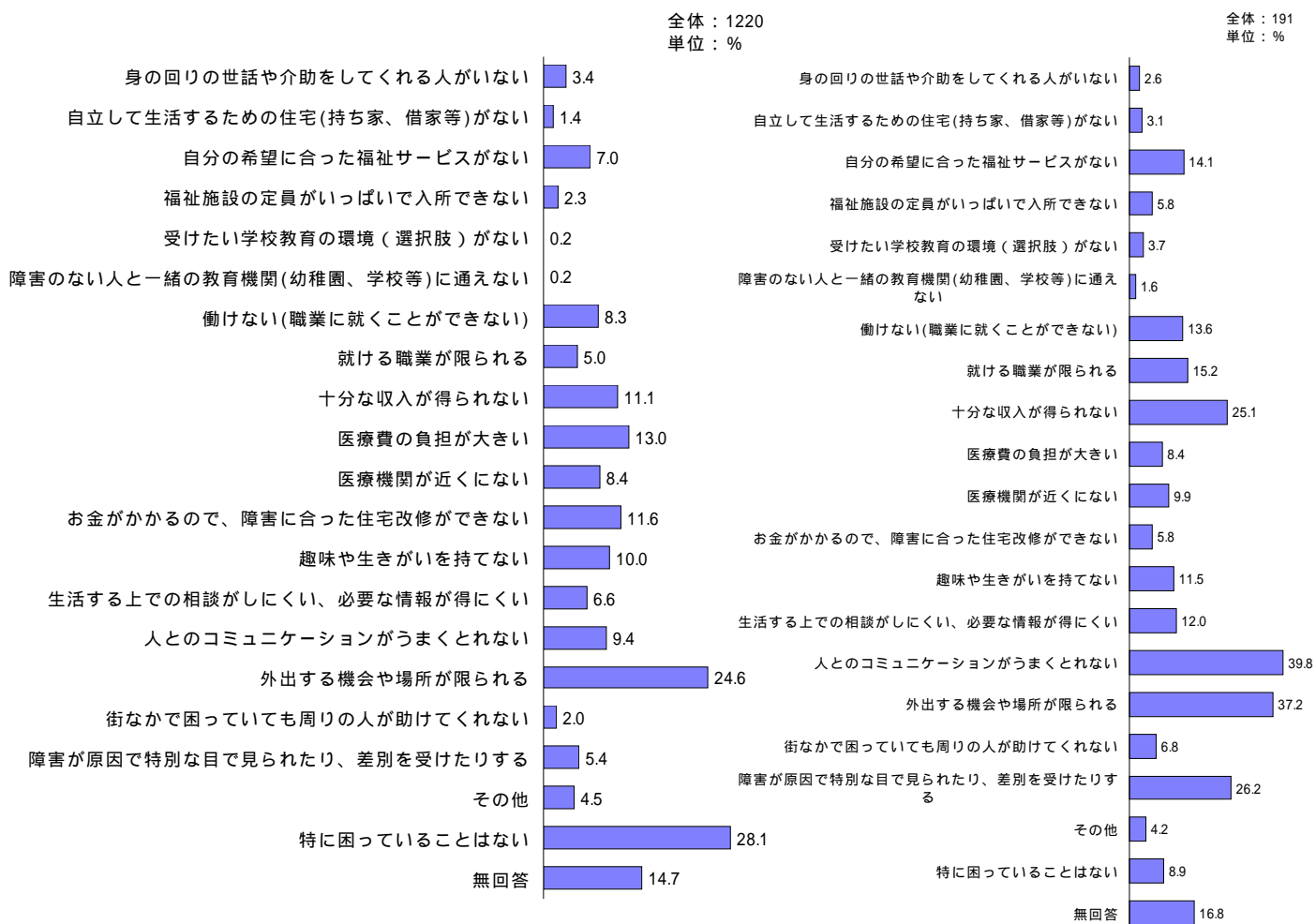


【日々の生活で困ること】

- ・現在の生活で困っていることでは、身体障害者では「特にない」が最も多く、それに次いで「外出する機会や場所が限られる」が多く挙げられています。
- ・知的障害者では「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が最も多く、2番めに多いのは「外出する機会や場所が限られる」となっています。
- ・精神障害者では、「働けない（職業に就くことができない）」や「医療費の負担が大きい」・「人とのコミュニケーションがうまくとれない」等の回答が多くみられます。

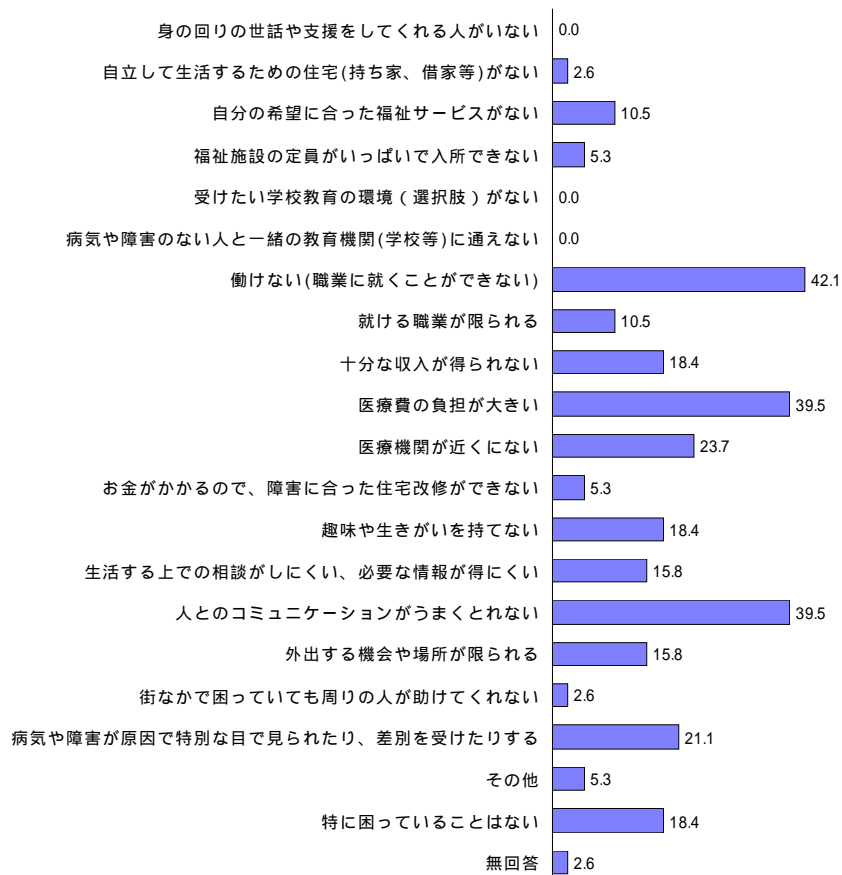
身体障害者

知的障害者



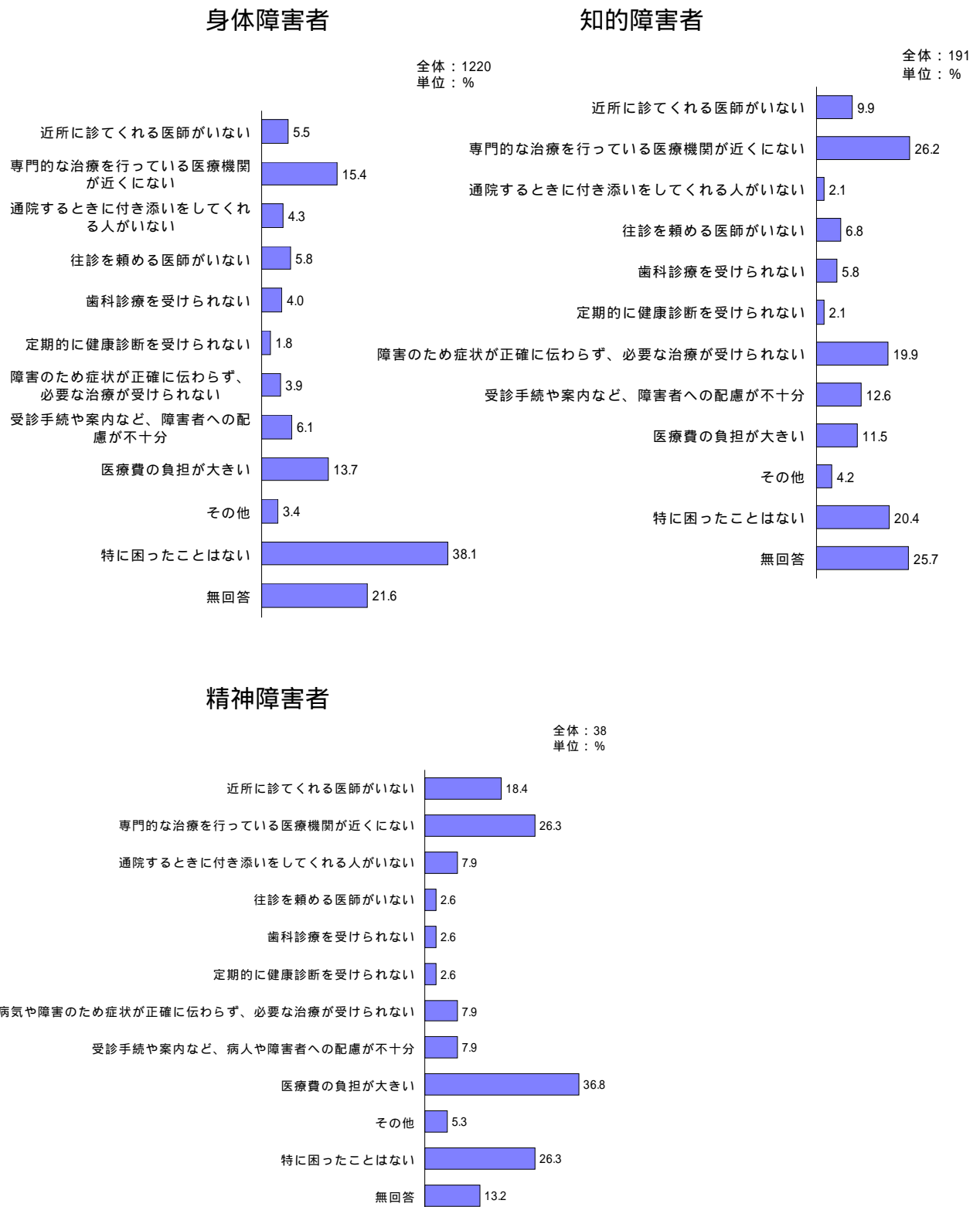
精神障害者

全体：38
単位：%



【健康・医療で困ること】

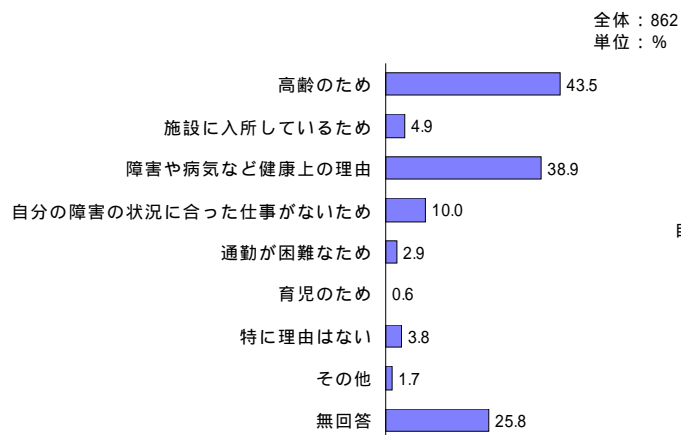
- ・身体、知的、精神障害者で最も多い回答は、それぞれ「特に困ったことはない」、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」、「医療費の負担が大きい」となっています。このほか、知的障害者では「障害のため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」が約20%みられます。



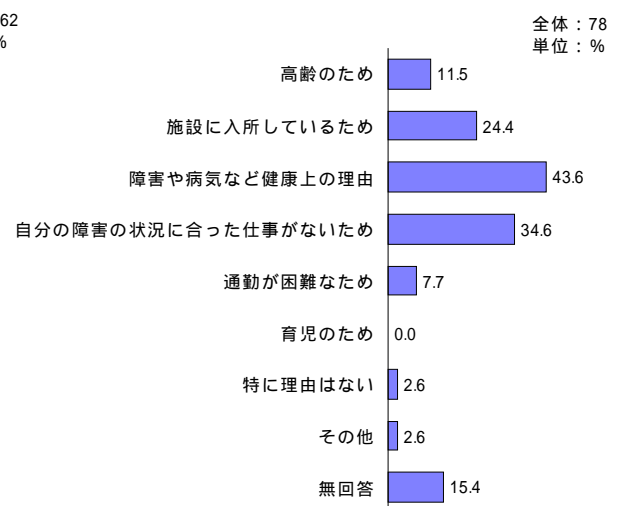
【仕事】

- ・ 平日の昼間働いていない人にその理由を尋ねたところ、身体障害者では「高齢のため」、知的障害者と精神障害者では「障害や病気など健康上の理由」が最も多くなっています。

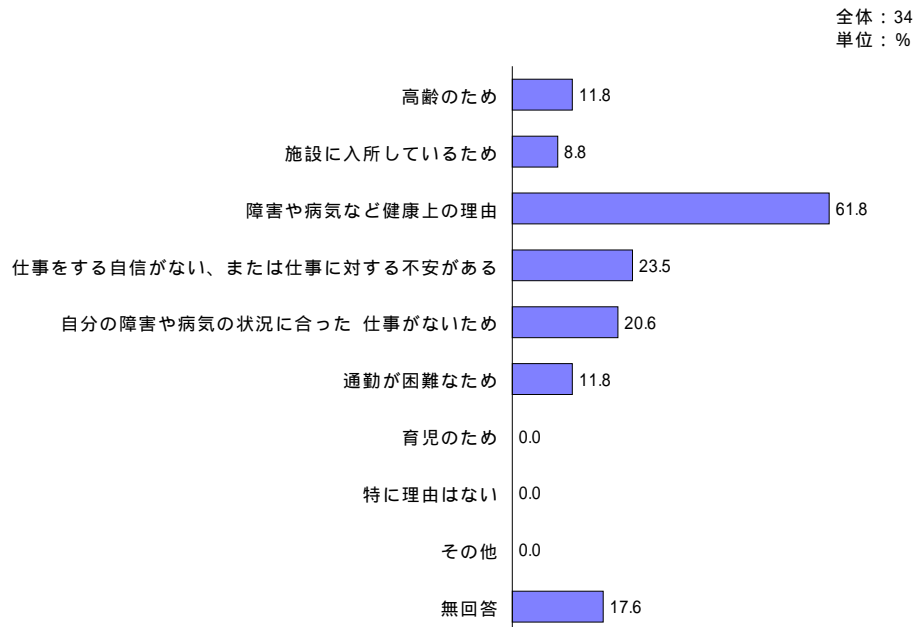
身体障害者



知的障害者



精神障害者

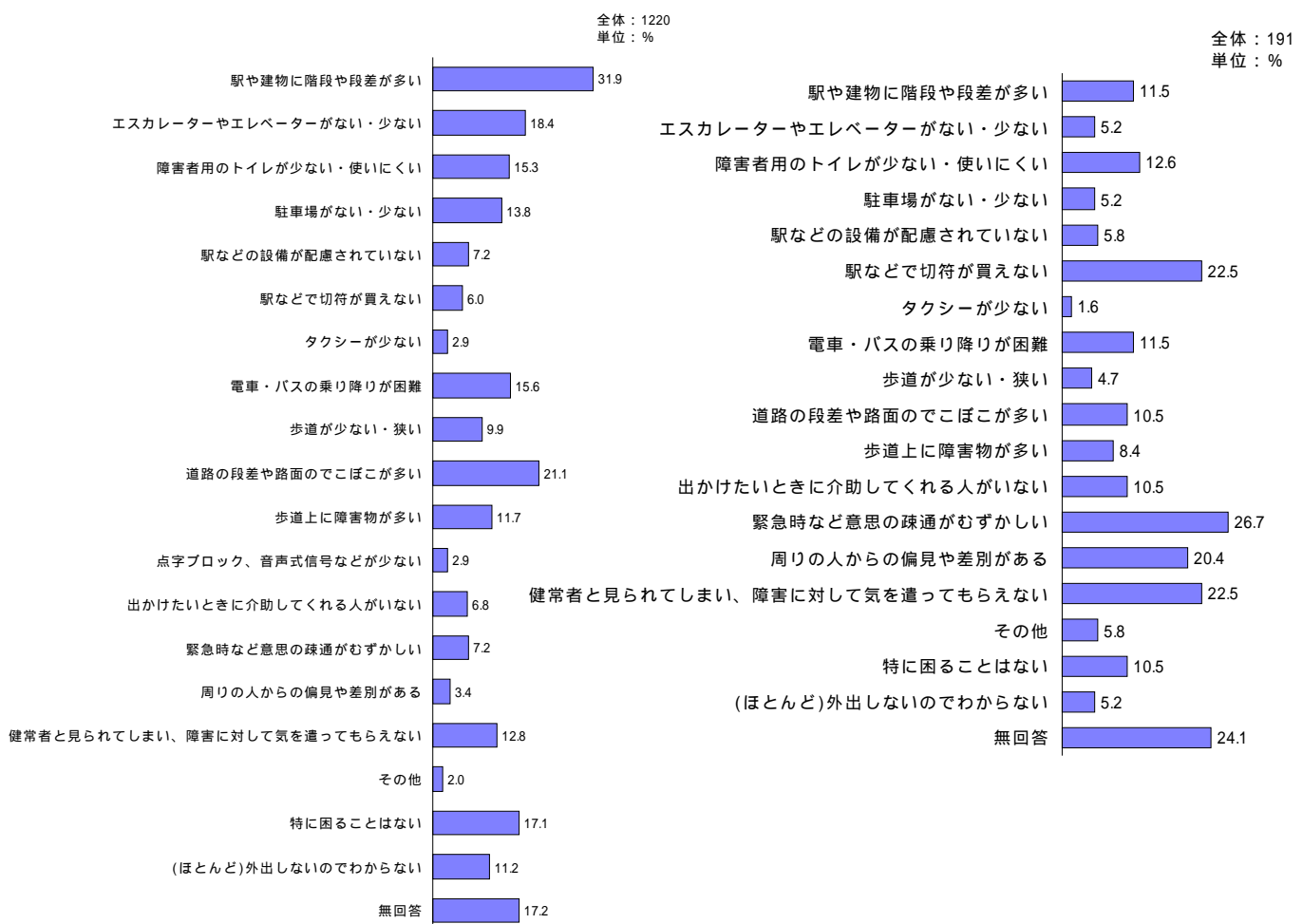


【外出】

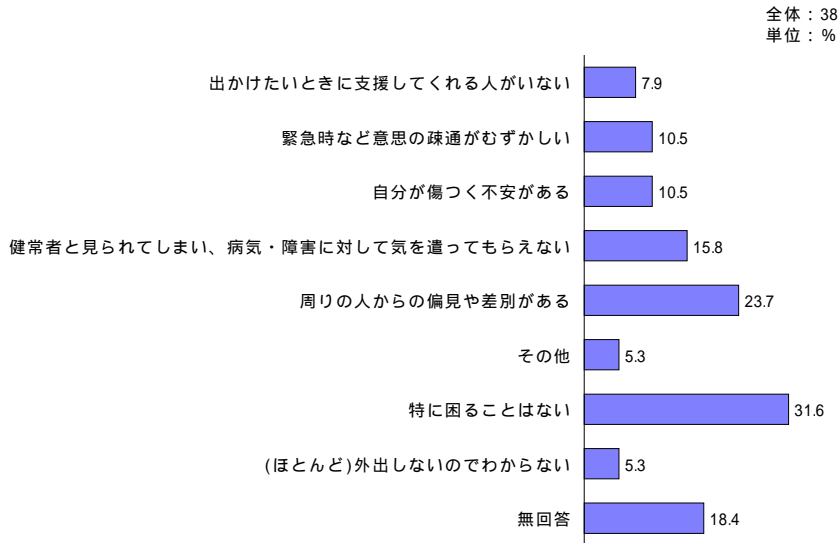
・市内で外出するときに困ることでは、身体障害者では「駅や建物に階段や段差が多い」、「道路の段差や路面のでこぼこが多い」、「エスカレーターやエレベーターがない・少ない」などが多く挙げられています。知的障害者では「緊急時など意思の疎通がむずかしい」を4人に1人以上が挙げており、いかに円滑にコミュニケーションを図るかが大きな課題となっていることが分かります。精神障害者では、「特に困ることはない」のほかでは「周りの人からの偏見や差別がある」、「健常者と見られてしまい、病気・障害に対して気を遣ってもらえない」などが多く挙げられています。

身体障害者

知的障害者



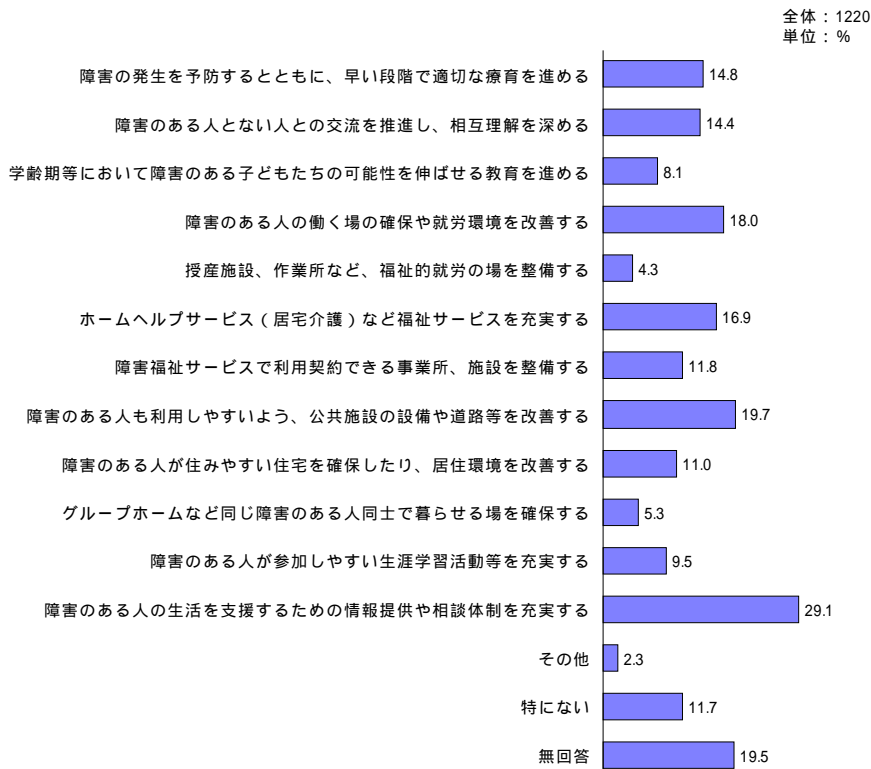
精神障害者



【重点施策】

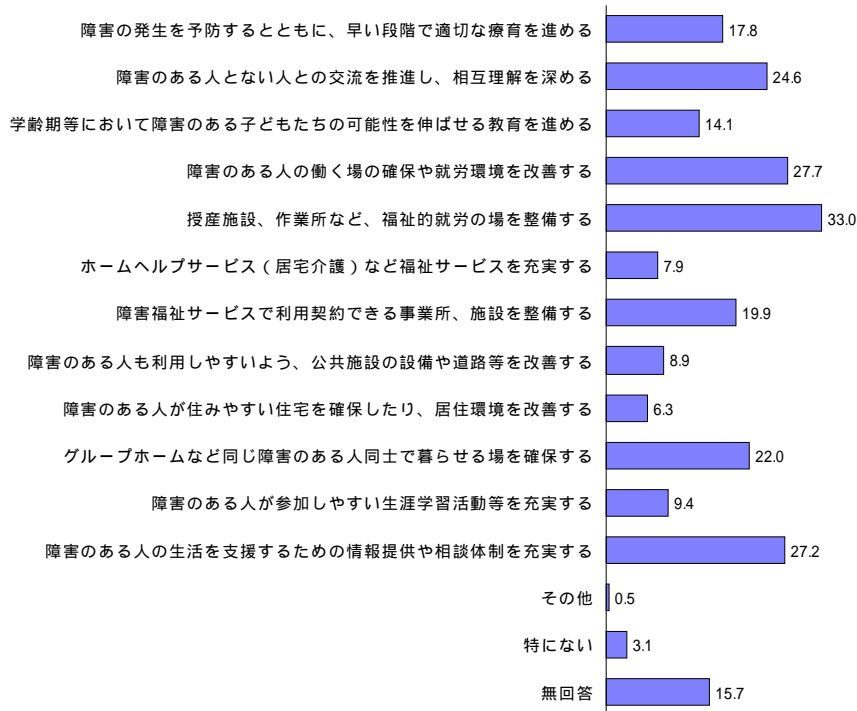
- ・特に力を入れてほしいと思う施策は、身体障害者では「障害のある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実する」が3割弱で最も多いのに対し、知的障害者では「授産施設、作業所など、福祉的就労の場を整備する」が最も多く第2位は「働く場の確保や就労環境の改善」となっており、「就労」に関するニーズが高いことが分かります。精神障害者では「精神障害者への福祉も他の2障害と同様の水準になるようにする」が最も多くなっています。

身体障害者



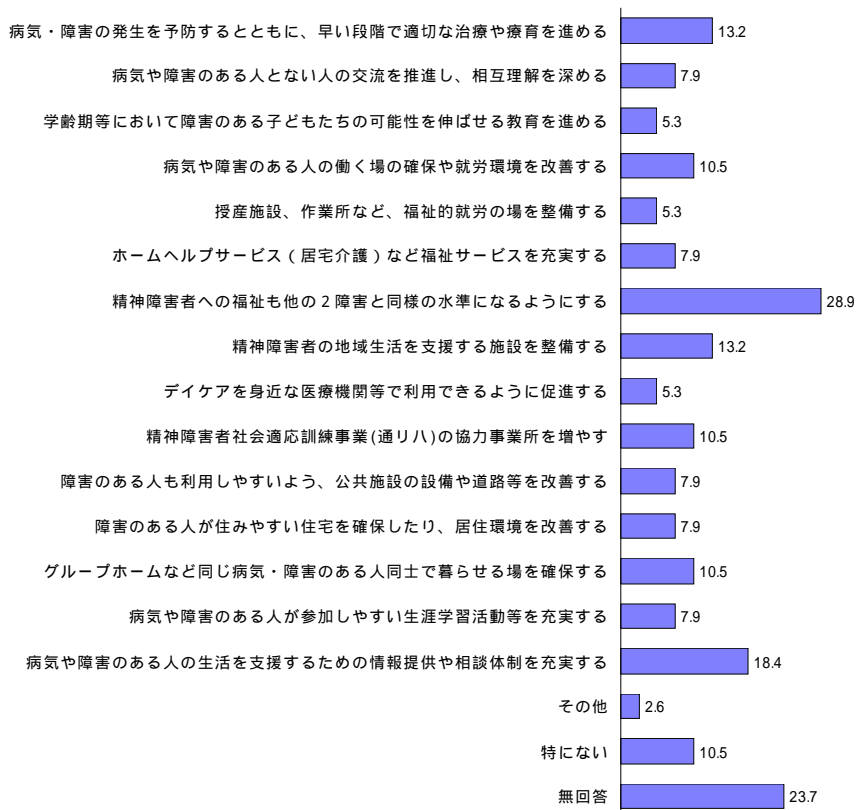
知的障害者

全体：191
単位：%



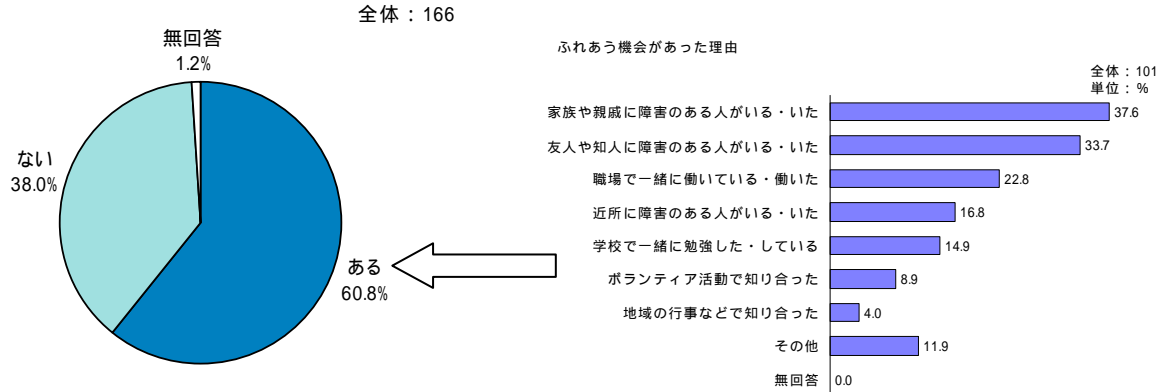
精神障害者

全体：38
単位：%

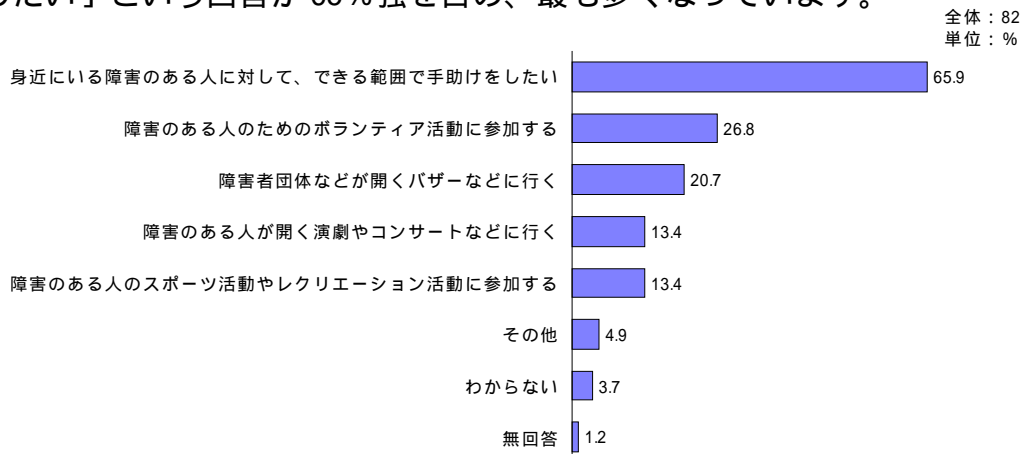


障害のない市民調査

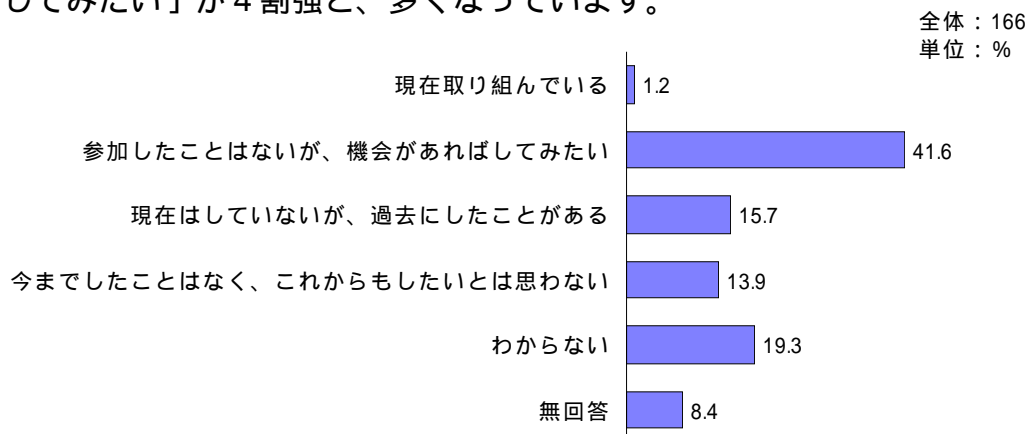
- ・ 障害のある人との今までの交流経験については、「ある」と答えた人が約6割を占め、「ない」の4割弱を上回っています。



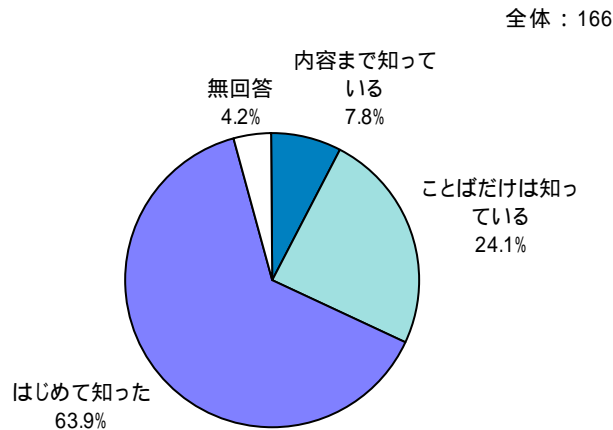
- ・ 今後障害のある人と交流してみたいと答えた人に、どのように交流したいか質問したところ、「身近にいる障害のある人に対して、できる範囲で手助けをしたい」という回答が65%強を占め、最も多くなっています。



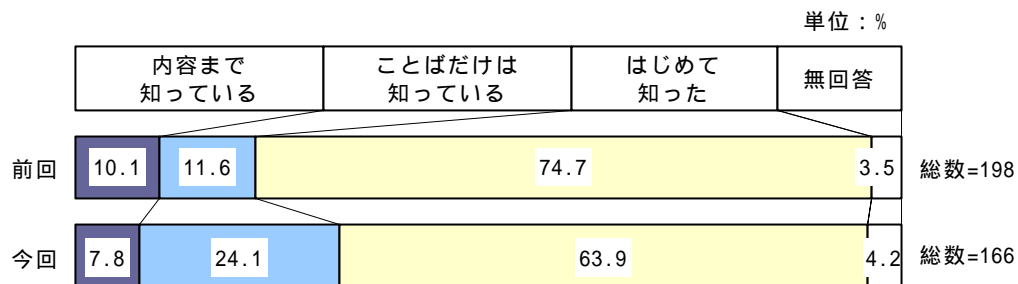
- ・ ボランティア活動への参加意向では、「参加したことはないが、機会があればしてみたい」が4割強と、多くなっています。



- ・「ノーマライゼーション」という語について、内容までないしことばだけでも知っていた割合は3割強で、今回のアンケート調査により「はじめて知った」という人が6割強と、多数を占めています。



しかし、平成14年9月に実施したアンケート調査の結果と比較してみると、内容までないしことばだけは“知っている”と答えた人の割合は大きくなり、はじめて知ったという人の割合は小さくなっていることが分かります。



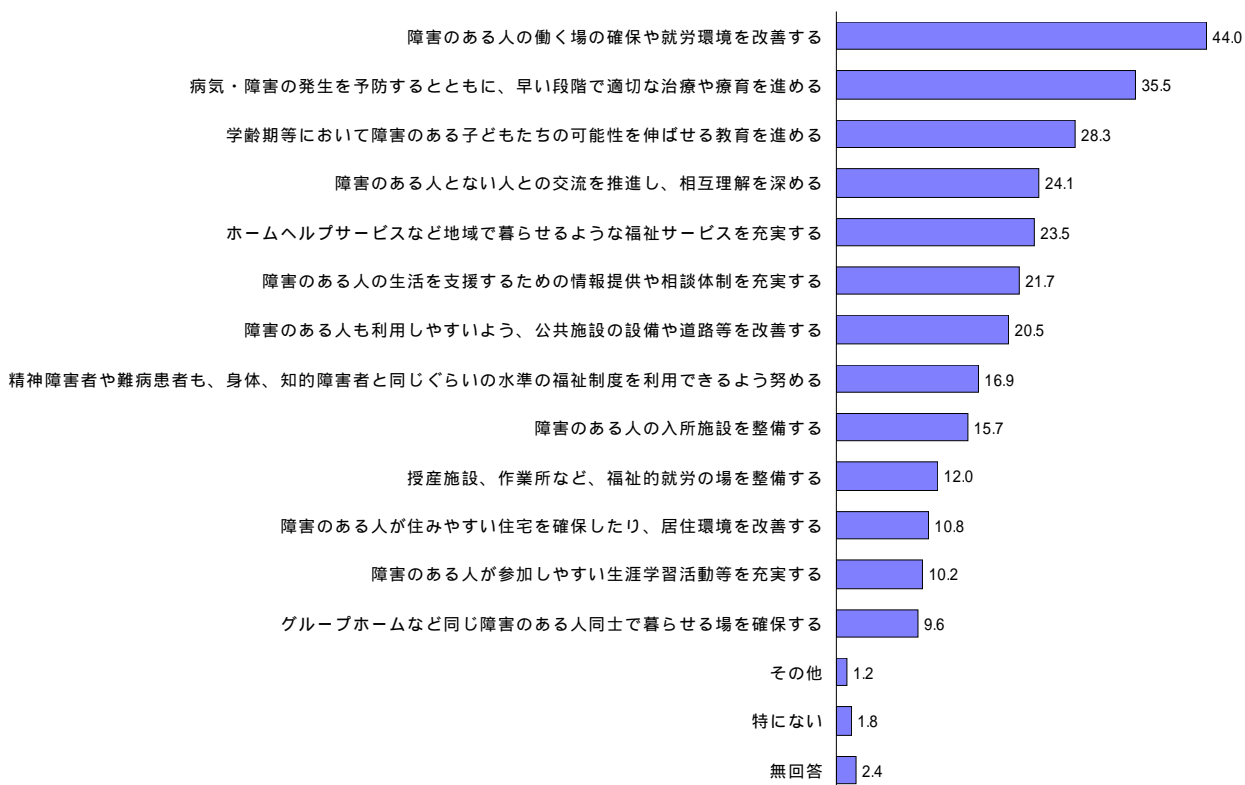
- ・障害のある人となない人がお互いに理解しあい、共に生きる社会をつくるためには、「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」をはじめ、「障害のある人となない人が交流する機会を設ける」、「障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」などのことが必要だと挙げている回答が多くみられます。

全体：166
単位：%

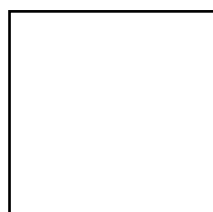


・障害のある人のため、特に力を入れる必要があると思う施策としては、「障害のある人の働く場の確保や就労環境を改善する」(44.0%)のほか、「病気や障害の発生予防」「療育」「教育」等を挙げた回答が多くみられます。

全体：166
単位：%



第

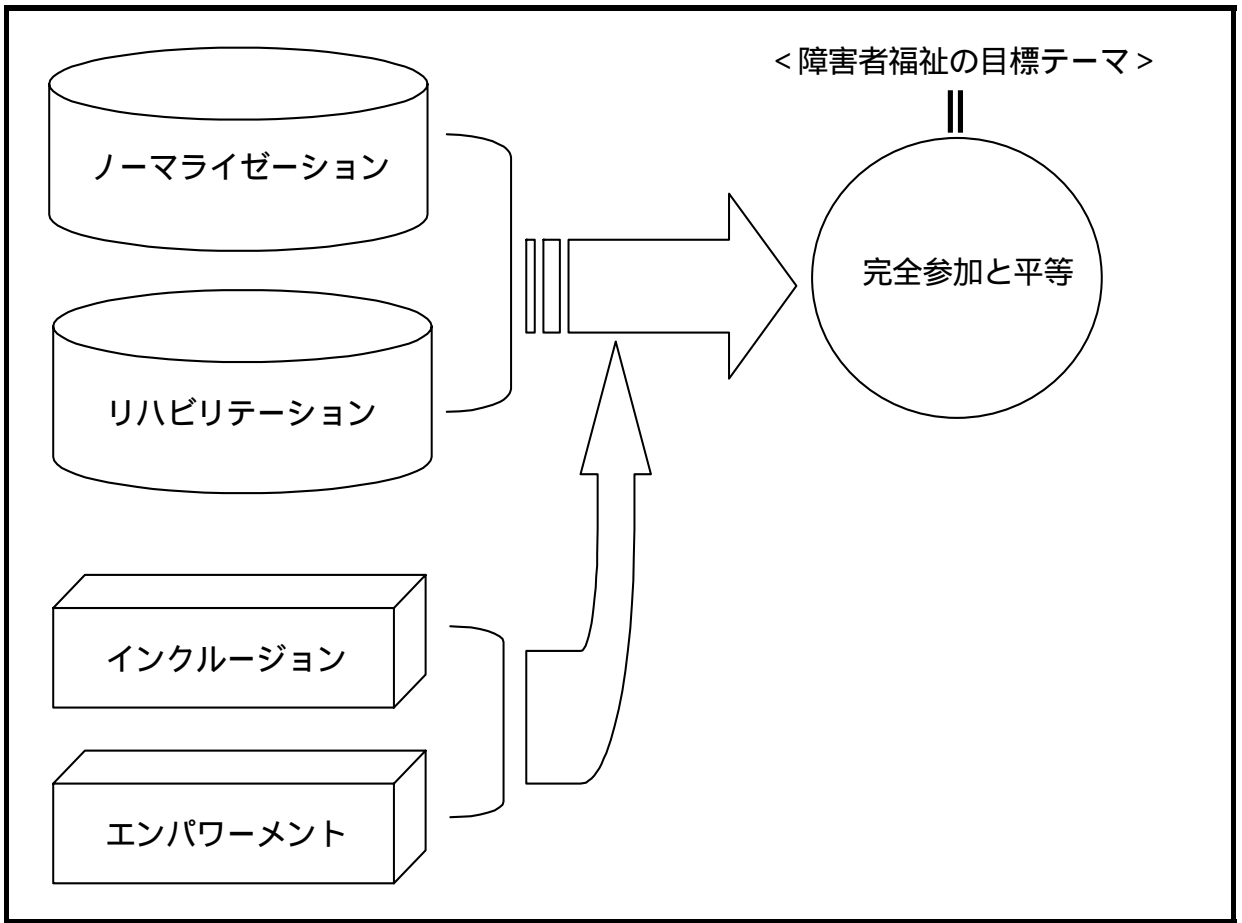


編

基本構想

第1章 障害福祉の理念

第2章 計画の基本的考え方



第1章 障害福祉の理念

国際障害者年は、「完全参加と平等」を目標テーマとして掲げ、障害のある人が障害のない人と同様に生活し活動する社会をめざすという「ノーマライゼーション」の理念を普及させる契機になりました。ノーマライゼーションの理念は、人は誰もが生まれながらにしてその尊厳と権利において平等であり、お互いの理解によってそれを保障し、共に生きていく、という考え方です。

今後、このノーマライゼーションの理念のいっそうの定着を図り、障害のある人が住み慣れた身近な地域や家庭で、心豊かにその人らしく自立した生活と社会参加を実現できるよう、必要な施策の展開を総合的・計画的に推進していかなければなりません。そして、「完全参加と平等」をめざすためには、ライフステージのすべての段階において全人間的な復権をめざす「リハビリテーション」の理念を追求し、それぞれの人にとっての「生活の質」を高めていくことも必要です。

このような「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念、さらにはこれらとも密接に関係してくる「インクルージョン」や「エンパワメント」の理念の実現をめざし、福祉施策の量的拡大と質的向上を図るとともに、生活のあらゆる領域にわたるニーズに応えるような施策を展開し、社会的にもそれぞれの人にとってもより暮らしやすい地域をつくるのが大切です。

* **ノーマライゼーション**...障害のある人を特別視するのではなく、「障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」と考える考え方、またそのような社会づくりを推進すること。

リハビリテーション...「再び機能を身につける、能力を回復する」という意味で、障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、その人のライフステージのすべての段階における主体性・自立性・自由といった人間本来の生き方の回復・獲得をめざすこと。

インクルージョン...「包み込むこと」という意味で、障害の有無に関係なくすべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。「障害者施策の包括化」の意味で用いられることもあり、また狭義では「教育」の分野におけるそうした活動を限定的に表す。

エンパワメント...個人や集団が、より力を持って、自分たちに影響を与える事ごらを自身でコントロールできるようになること。障害当事者が、専門職等にやってもらうだけでなく自分自身知識や技術を身に付け、問題解決する能力を持つことを意味する。

第2章 計画の基本的考え方

第1節 計画の基本理念

「完全参加と平等」の実現のためにはまだ、残った課題が少なくありません。新しい時代や具体的なニーズにも対応できるよう、福祉・保健・教育・労働・都市整備などの各分野が連携し、一体となって行動に結び付けていくことが大切です。

そして、障害のある人を取り巻くさまざまな障壁（バリア）を取り除き、社会的サービスの利用を促進し、より良い暮らしが実現できる地域社会を築くことが必要です。

同時に、障害のある人がそれぞれの意思に基づき積極的に社会と関わることで、より理解を深め、「完全参加と平等」を築いていくこととなります。

このような地域社会と個々の人々の意思をつなぎ、「いきいき・ふれあいとぬくもりのまちづくり」をキャッチフレーズ（目標像）に、計画を推進します。

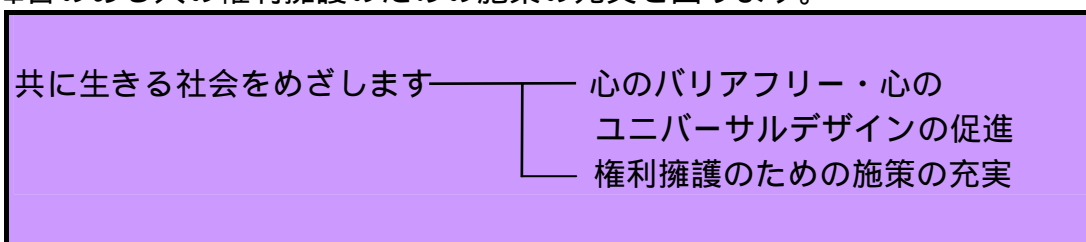
キャッチフレーズ	基本目標
いきいき・ ふれあいとぬくもりの まちづくり	<ol style="list-style-type: none">1 共に生きる社会をめざします2 障害のある人の地域生活を支援します3 障害のある人の社会参加を支援します4 自立に向けての力を高める教育を充実します5 安心できる保健・医療施策を推進します6 人にやさしいまちづくりを推進します

第2節 計画の基本目標

目標1：共に生きる社会をめざします

ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会から「意識上の障壁」を取り除き、障害のある人もない人も同等の権利を持つ一人の人間として「共に生きる」社会をめざします。

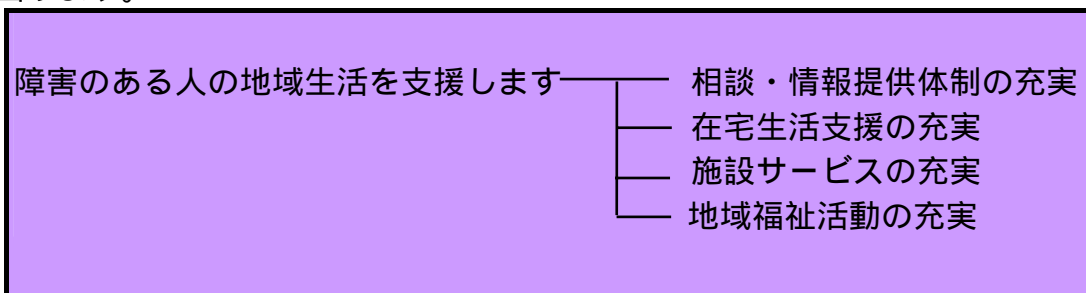
すべての人の「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」の実現と、障害のある人の権利擁護のための施策の充実を図ります。



目標2：障害のある人の地域生活を支援します

障害のある人が住み慣れた身近な地域の中で、心豊かでゆとりとぬくもりのある生活を送れるよう支援を行います。

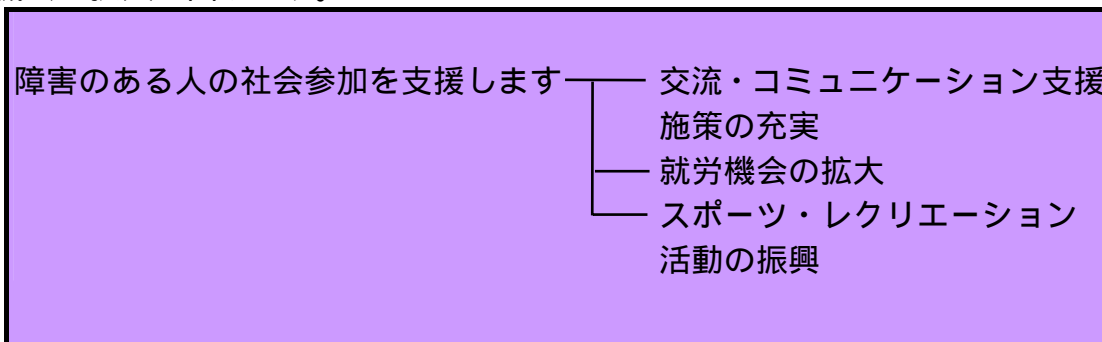
相談・情報提供体制や日中活動の場・居住の場、地域福祉活動などの充実を図ります。



目標 3 : 障害のある人の社会参加を支援します

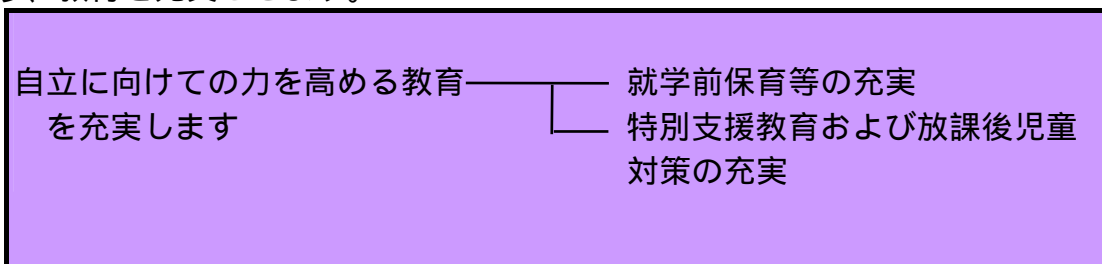
「完全参加と平等」の実現に向け、障害のある人が身近な地域や社会に参加する場面や機会が増えるよう、支援を行います。

交流・コミュニケーションに関する支援や障害のある人が参加するスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る一方、障害のある人が働く場を得て、社会経済活動に参加しその人に合った形で自立した生活が促進されるよう、就労機会の拡大も図ります。



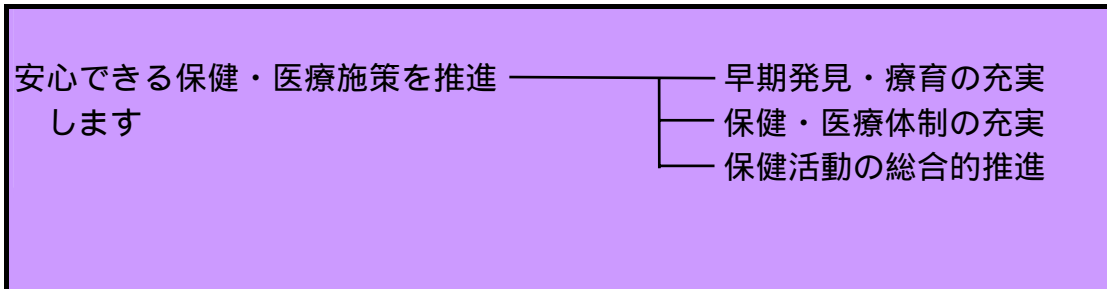
目標 4 : 自立に向けての力を高める教育を充実します

障害のある子どもたち一人ひとりの障害の状況や特性などを的確に捉えて、その能力や可能性が最大限に発揮でき、積極的な社会参加・自立につながるよう、教育を充実させます。



目標 5 : 安心できる保健・医療施策を推進します

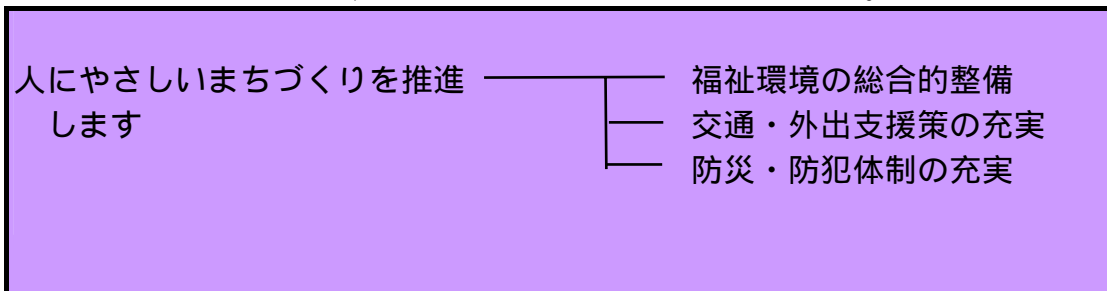
障害のある人が地域の中で、より質の高い健康的な生活を送れるよう、保健・医療施策を推進します。



目標 6 : 人にやさしいまちづくりを推進します

障害のある人が自立して生活でき、ふれあいのある地域社会を形成するため、障害に配慮した環境の整備など「人にやさしい」まちづくりを推進します。

福祉環境の総合的整備（バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進）、交通・外出支援策の充実、防災・防犯体制の充実を図ります。



第3節 平成23年度の将来像

1 障害者数の推計

市の総人口は、将来的に緩やかに減少していくと見込まれていますが、高齢化の進展に伴う身体障害者数の増加などにより障害のある人は年々増加しており、今後も合計では増加すると予測されます。

第1期障害福祉計画期間および平成23年度の障害者数(各障害の手帳所持者数)の推計は、下表のようになります。3障害の手帳所持者数は、平成20年度で合計3,332人(対総人口比3.6%)と見込まれますが、平成23年度においては、3,493人(対総人口比3.8%)になると推計されます。

障害者(手帳所持者)数の実績と見込み

単位：人

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
人口	0～39歳	39,867	39,382	40,273	41,258	40,694	38,645
	40～64歳	30,494	30,470	31,872	32,575	32,510	32,194
	65歳以上	14,998	15,351	16,641	17,617	18,158	20,026
	合計	85,359	85,203	88,786	91,450	91,362	90,865
身体障害者手帳所持者数		2,203	2,269	2,514	2,621	2,661	2,795
療育手帳所持者数		332	350	389	399	395	382
精神障害者保健福祉手帳所持者数		158	198	225	264	276	316
合計		2,693	2,817	3,128	3,284	3,332	3,493
対総人口比率 (単位：%)		3.2	3.3	3.5	3.6	3.6	3.8

平成15～17年度については実績値を、19年度以降は推計人数を示しています。

平成17年度は、旧南河原村との合併後の数値です。

2 3つの数値目標

埼玉県「市町村障害福祉計画作成指針」(平成18年9月)は、障害者等の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応するため、これらの課題に関してまず平成23年度を目標年度として、以下のような「数値目標」を設定することが適当であるとしています。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

- ・現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行
- ・平成23年度末時点の入所者数を現在の入所者数から4%以上削減することが望ましい。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ・平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することをめざし、平成23年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

- ・平成23年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、現在の移行実績の約5倍となることを望ましい。

また、

- ・現在の福祉施設利用者のうち2割以上の者が、平成23年度までに就労移行支援事業を利用
- ・平成23年度時点で、就労継続支援事業利用者のうち、3割は「A(雇用)型」を利用することをめざす。

上記の内容をふまえて、本市では下記の数値目標を設定し、施設入所・入院から地域生活への移行促進や障害のある人の就労支援の充実・強化に努めます。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考(考え方)
平成18年3月末入所者数(A)	72人	
【目標値】(B)地域生活移行	10人 (13.9%)	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所支援利用者(C)	7人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成23年度末の入所者数(D)	69人	平成23年度末の利用人員見込み (A - B + C)
【目標値】(E)入所者削減見込み	3人 (4.2%)	差し引き減少見込み数(A - D)

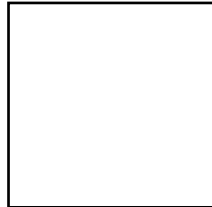
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	備考(考え方)
現在の退院可能精神障害者数	10人	
【目標値】減少数	10人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考(考え方)
現在の年間一般就労者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	6人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する人の数

第



編

基本計画

第1章 共に生きる社会をめざします

第2章 障害のある人の地域生活を支援します

第3章 障害のある人の社会参加を支援します

第4章 自立に向けての力を高める教育を充実します

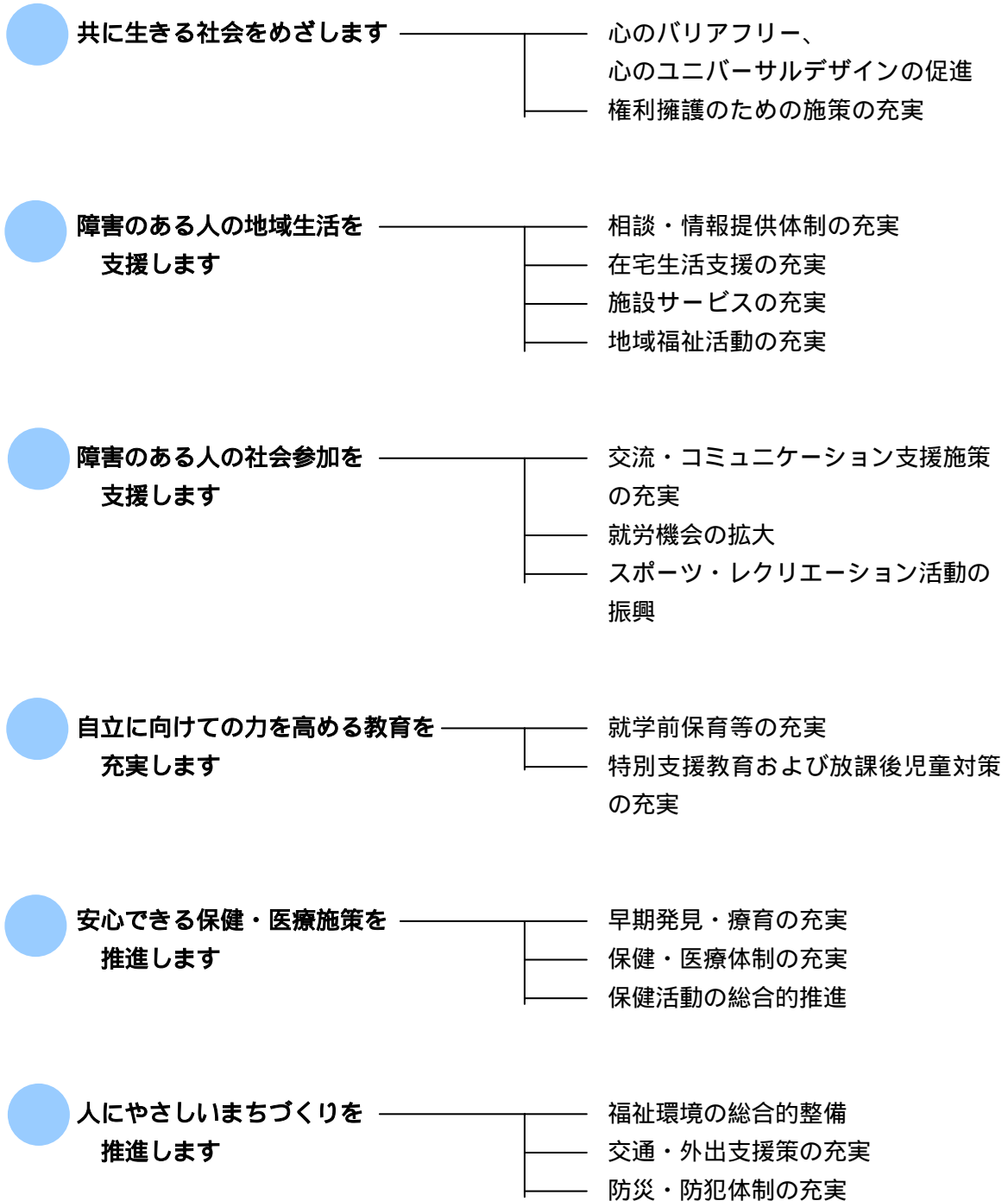
第5章 安心できる保健・医療施策を推進します

第6章 人にやさしいまちづくりを推進します

*本編の各章に掲げております「数値目標」については、障害者自立支援法に基づく「新体系」の各事業のサービス提供見込み量を示した数値であり、いわゆる旧体系のサービス量は算入していません。

施策体系図

～ いきいき・ふれあいとぬくもりのまちづくり ～



第1章 共に生きる社会をめざします

【現状と課題】

国際障害者年の目標テーマは「完全参加と平等」でしたが、これは言葉を換えれば、障害のある人もない人も同等の権利を持つ一人の人間として「共に生き、参加する社会」づくりをめざす、ということを意味します。

しかし、社会には依然として障害や障害のある人に対する偏見や差別といった「意識上の障壁」が根深く存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言い難い状況です。また、それと関連して、施設や職場などで障害のある人に対するいじめや虐待等が発生する事例もけっして少なくはありません。

こうした現状を踏まえ、課題を解決していくために、

- 1) 心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインの促進
- 2) 権利擁護のための施策の充実

が必要です。

まず1)については、市民に向けてさまざまな形で充実した広報・啓発・普及活動を行う（「心のバリアフリー」）とともに、特に、学校における福祉教育に力を入れ、成長過程で「心のユニバーサルデザイン」を自然に身につけてゆくことが重要です。本市では学校・地域等さまざまな場における交流を通じ、障害や障害のある人に対する理解を促進する活動を行ってきましたが、今後もこれらの交流活動の継続・充実を図っていくとともに、障害のある人が地域の中のあらゆる場面において共に参加する状況を促進することが必要です。特に、精神障害者については、その関係する事件が発生した時などに、無理解や誤解・偏見が顕在化するような事例も見られるので、精神障害および精神障害者に関する正しい理解の啓発を推進する必要があります。

次に、2)の障害のある人の権利の擁護については、福祉サービスの苦情解決制度や利用援助事業の開始など大きな進展がありましたが、平成18年度から開始された障害者自立支援法に基づく新しい自立支援制度に対応し、障害のある人の権利が擁護され、安心して暮らせるよう、さらに各事業を推進することが必要です。また、最近問題になりつつある障害のある人に対する虐待に対応していくことも急務になっています。

第1節 心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインの促進

【主要施策】

広報・啓発・普及活動の充実

市報や社協だより、インターネットホームページ等を活用し、広報・啓発活動を行います。

「ノーマライゼーション」の理念の普及と啓発を図るため、「障害者週間」を中心に障害者団体などと連携を図りながら、『ふれあい福祉健康まつり』や『スポーツ・レクリエーション大会』の開催等による啓発交流事業を推進します。

福祉教育の推進

学校において施設訪問、車いす体験等の福祉教育を推進します。

福祉協力校を指定し、思いやりの心の育成、福祉教育の充実を支援します。

市職員の研修機会を拡充するとともに、出前講座等による市民の研修を促進します。

第2節 権利擁護のための施策の充実

【主要施策】

権利擁護の推進

障害のある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う県社会福祉協議会の「権利擁護センター」について、周知・普及を図ります。

権利行使の支援

成年後見制度による支援を必要とする障害のある人に対し、その利用の促進を図ります。

投票所において、障害のある人が投票しやすい環境作りを進めます。

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が地域で安心して生活を営めるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う『あんしんサポートねっと』を推進します。

見 込 量

種 別 地域生活支援事業（任意事業）

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

事業名	見 込 量			
	利 用 見 込 み 者 数			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
成年後見制度利用支援事業	0	1	2	3

虐待防止対策の推進

障害のある人への虐待防止のためのネットワークや相談体制の充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。

第2章 障害のある人の地域生活を支援します

【現状と課題】

「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害のある人が住み慣れた地域の中で、心豊かでゆとりとぬくもりのある生活を送れるようにすることが大切です。そのため、まず、相談や情報提供等の体制を充実し、必要とするサービスを地域の中で適切に利用できるように援助する必要があります。また、平成18年度から実施された障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行を円滑に行い、サービスの内容を充実させ、供給体制を整備することが大きな課題となっています。

これらを踏まえ、課題を解決していくために、

- 1) 相談・情報提供体制の充実
- 2) 在宅生活支援の充実
- 3) 施設サービスの充実
- 4) 地域福祉活動の充実

が必要となります。

従来障害福祉サービスは、大きく在宅福祉サービスと施設福祉サービスの2つに分けて展開されてきましたが、既に述べたとおり平成18年4月以降の障害者自立支援法の施行に伴う制度改正によって、障害のある人への福祉サービスは「日中活動の場」「住まいの場」に関するサービスおよび「訪問系サービス」の3つに再編されることになりました。

また、「指定障害福祉サービス」（全国同一内容のサービス）に分類される上述の3つのサービスのほかに、利用料等具体的な内容を市町村が利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」のサービスもあり、本市の障害福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを力を入れて推進していく必要があります。

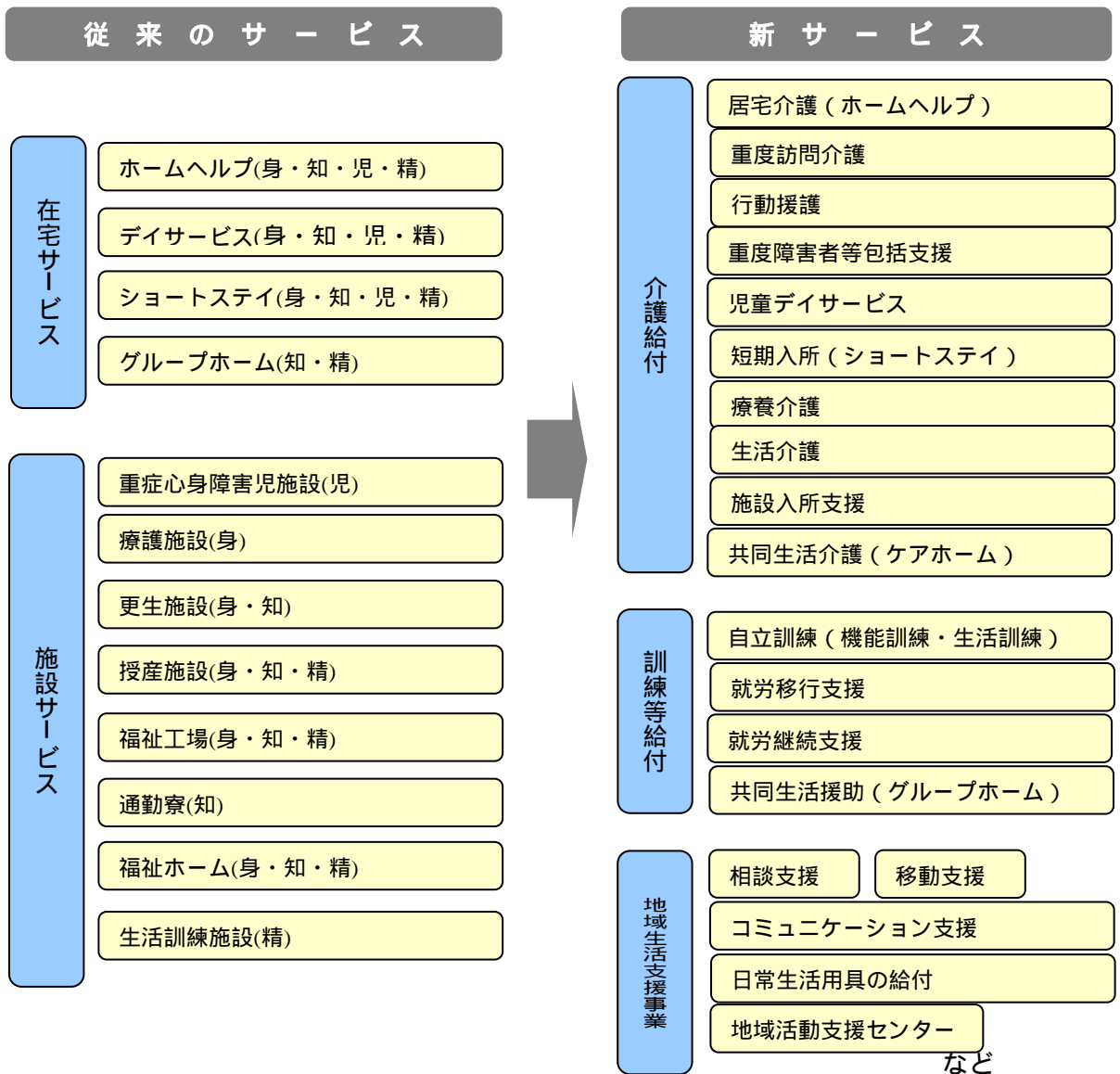
具体的には、障害のある人の在宅生活を支える基幹的な事業である訪問系（ホームヘルプ）サービス・短期入所事業（ショートステイ）を充実させるべく事業者（供給主体）の参入の促進に努めるとともに、「日中活動の場」および「住まいの場」の整備を図ることが重要となります。身近な地域で相談や在宅サービス利用の支援が受けられる『北埼玉障害者生活支援センター』との連携をいっそう推進することも必要です。

また、「住まいの場」の有力な一つであるグループホーム・ケアホーム等は、障害のある人の地域での自立生活を推進するために重要であり、今後もニーズに対応して設置等に対する支援が必要です。さらに、障害のある人の日常生活や社会生活を容易にするため補装具・日常生活用具等の給付を充実し、自立と社会参加を促進することも重要です。

入所施設については、「脱施設化」の観点から、入所者が地域での生活に移行するための支援を行うことが重要です。また、各種在宅支援サービスの拠点として機能の充実を図ることが求められています。本市においては、広域的な視点も含めて市内外の施設と連携を深め、活用に努めていく必要があります。心身障害者地域デイケア施設や精神障害者小規模作業所等については、今後もニーズに対応できるよう、指定障害福祉サービス提供事業者あるいは「地域活動支援センター」への移行について支援を図っていくことが重要と考えます。

なお、4) について、障害のある人が地域生活をする上では、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えが不可欠になっています。この現状を考慮して、地域におけるボランティア活動やNPO活動への支援が必要となります。

障害福祉サービスに関する制度改正



第1節 相談・情報提供体制の充実

【主要施策】

相談体制の充実

障害のある人とその家族が適切な相談を受けられるよう、福祉事務所、教育委員会、保健センターおよび教育研修センターなどの相談事業をより充実します。

県総合リハビリテーションセンターや県精神保健福祉センター、児童相談所、保健所など関係機関との連携の強化に努めます。

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の存在や相談支援活動について周知します。

『北埼玉障害者生活支援センター』の存在や事業内容（福祉サービスの利用援助やピアカウンセリングの実施等）について広く周知に努め、障害のある人が地域の中でその人らしく自立した生活を送れるよう連携を図ります。

広域的な保健医療福祉の連携に努め、広域的な障害サービスについて研究します。

見 込 量

種 別 地域生活支援事業（必須事業）

相談支援事業

障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、身近で専門性の高い相談体制を整備していきます。

事業名	見 込 量			
	実 施 見 込 み 箇 所 数			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援事業				
・障害者相談支援事業	2	2	2	2
・地域自立支援協議会	0	0	1	1
市町村相談支援機能強化事業	0	0	1	1
住宅入居等支援事業	0	0	0	1

福祉情報の提供推進

障害者手帳新規交付時における、ガイドブック『障害者の援護について』の配布を継続し、サービス情報の提供に努めます。

市報や社協だより、インターネットホームページなどを利用した情報提供を推進します。

市役所や福祉関係機関などに設置するパンフレットなどの内容をさらに充実させるよう努めます。

障害者自立支援法およびそれに基づく新しい自立支援制度の内容について、広く周知を図ります。

第2節 在宅生活支援の充実

【主要施策】

障害者ケアマネジメント体制の充実

「地域自立支援協議会」を設置し、障害のある人一人ひとりの状況やニーズに合った支援を行える基盤の整備を図ります。

ケアマネジメント研修受講を推進します。

障害のある人への情報提供やサービスに関する相談を行い、円滑な制度の実施を図ります。

見込量

種別 指定相談支援

自ら障害福祉サービスの利用に関する調整を行うのが困難な障害のある人等の、サービス利用計画（ケアプラン）作成を支援します。

区分	見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
人数(人/月)	0	55	57	65

新体系サービスへの移行の促進

旧体系の障害福祉サービス提供事業者の新体系への移行を、事業者の意向を尊重しながら支援します。

様々な運営主体の福祉サービス事業者の参入を支援し、福祉サービスの基盤の充実に努めます。

訪問系サービスの充実

障害者自立支援法に対応し、身体介護・家事援助などの介護を必要とする障害のある人がそれらを受けられるよう、訪問系サービス提供事業者の参入の支援に努めます。

見込量

種別 指定障害福祉サービス（訪問系サービス）

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
合計時間数 (時間/月)	1,170	1,190	1,210	1,350

ショートステイ・レスパイトサービスの充実

ショートステイについては、需要に応ずることができるよう、近隣の指定事業者や福祉施設との連携を図ります。

短時間の預かりなどを行うレスパイトサービスについて事業者と連携を図るとともに、事業者の参入の支援に努めます。

見 込 量

種 別 指定障害福祉サービス（日中活動系サービス）

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
合計日数 (人日/月)	25	25	25	30
人数(人/月)	4	4	4	5

種 別 地域生活支援事業（任意事業）

日中一時支援事業

障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用見込み 者数(人/月)	8	10	12	15

日中活動系サービスの推進

新体系サービスの、「生活介護」「自立訓練（生活訓練、機能訓練）」等、障害のある人の日中活動の機会および場の確保に努めます。

在宅障害児の自立促進・生活の改善・身体機能の維持向上などを図るため、市社会福祉協議会等による「児童デイサービス」の利用を促進します。

市障害者福祉センターについて、作業内容の検討や指導職員の研修等の充実を図り、利用者の自立の支援・促進に努めます。

民間の心身障害者地域デイケア施設や精神障害者小規模作業所の「地域活動支援センター」等への移行を促進、支援し、運営支援を行い利用者の福祉の向上に努めるとともに、新規設置等に対し支援に努めます。

見 込 量

種 別 指定障害福祉サービス（日中活動系サービス）

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
合計日数 (人日/月)	40	200	260	1,340
人数(人/月)	2	10	13	67

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
合計日数 (人日/月)	0	0	20	20
人数(人/月)	0	0	1	1

生活訓練

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
合計日数 (人日/月)	0	40	80	160
人数(人/月)	0	2	4	8

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
人数(人/月)	0	1	1	6

児童デイサービス

障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
合計日数 (人日/月)	40	45	50	70
人数(人/月)	8	9	10	14

種 別 地域生活支援事業（必須事業）

地域活動支援センター

障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

事業名	見 込 量							
	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
地域活動支援センター	/		/		/		/	
基礎的事業	1	11	5	69	5	71	5	69
機能強化事業	1	/	5	/	5	/	5	/

注：表中の左側は実施見込み箇所数、右側は利用見込み者数

障害者相談支援事業の推進

『北埼玉障害者生活支援センター』の機能の活用を図り、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。

入浴サービスなどの充実

訪問入浴サービス、布団乾燥サービス、紙おむつの給付について充実を図ります。

見 込 量

種 別 地域生活支援事業（任意事業）

訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用見込み者数(人/月)	1	1	2	3

補装具費・日常生活用具の給付の充実

身体上の障害を補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、在宅生活の充実を図ります。

障害のある人の日常生活が円滑に送れるよう、日常生活用具の給付を行い在宅生活の充実を図ります。

日常生活用具の普及を図るため、市総合福祉会館内での展示を継続します。

見 込 量

種 別 地域生活支援事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

事業名	見 込 量			
	給 付 等 見 込 み 件 数			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	8	8	9	9
自立生活支援用具	5	5	5	6
在宅療養等支援用具	6	6	6	7
情報・意思疎通支援用具	9	9	10	10

排せつ管理支援 用具	178	181	183	192
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	1	1	1	1

住宅改造助成制度の普及

日常生活が円滑に送れるように住宅改造の助成を行う「重度身体障害者住宅改造助成」や「生活福祉資金貸付制度の住宅資金」などの周知・普及を図ります。

グループホームなどへの支援

障害のある人の生活の場である生活ホーム、グループホーム・ケアホームの設置に対し、支援に努めます。

見込量

種別 指定障害福祉サービス（居住系サービス）

共同生活援助（グループホーム）

主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区分	見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
人数(人/月)	10	12	14	20

経済的支援制度の周知

各種年金・手当および貸付金など経済的支援制度について、周知を図ります。

第3節 施設サービスの充実

【主要施策】

サービス情報の提供

利用者がサービスを選択しやすいよう、施設などと連携し、施設で実施しているサービスの内容について情報提供に努めます。

入所施設利用者への支援

真に入所が必要な重度障害者などについて、「施設入所支援」サービスの利用を促進し、広域的に施設と連携を深めながら入所の支援を行います。

見 込 量

種 別 指定障害福祉サービス（居住系サービス）

施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
人数(人/月)	2	14	20	69

第4節 地域福祉活動の充実

【主要施策】

ボランティアの育成

市社会福祉協議会が開催する各種ボランティア講座やボランティア団体の育成が充実したものとなるよう、支援に努めます。

ボランティア活動体制の強化

ボランティア活動の拠点として市総合福祉会館内に設置されている「ボランティア団体活動支援室」をさらに活用しやすいようにするため、環境整備を支援します。

「ボランティアセンター」（社会福祉協議会）においてボランティア活動と障害当事者のニーズとの調整が図られるよう、支援に努めます。

市内の公民館などに「ボランティアセンター通信」を配布し、市民への周知を図ります。

「ボランティアセンター通信」の発行等により各種ボランティア団体のPRを図るとともに、活動の支援に努めます。

障害者団体の活動促進

障害者団体および障害者団体連絡協議会を支援するとともに、市との懇談の場を設けるよう努めます。

障害者団体が行う情報提供活動などに対し、引き続き支援を行います。

市総合福祉会館内の「福祉団体活動支援室」について、魅力ある環境づくりを継続し、障害者団体の活動の拠点として利用の促進に努めます。

第3章 障害のある人の社会参加を支援します

【現状と課題】

障害のある人が地域や社会に「完全に参加」しているとはまだ言い難いのが現状です。例えば、視覚障害者や聴覚障害者などは、その感覚機能の障害によって情報の収集やコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えています。こうした障害のある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障害のある人が迅速かつ的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりが、重要な課題となっています。またIT（情報通信技術）の急速な進展により、障害のある人も家などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとり必要な情報の収集や発信をしたりすることが可能になりました。これに対応して、IT技術の向上やパソコンを利用するための支援が必要となっています。

さらに、障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り就労し、職業を通じて自立と社会参加をめざしていくことや、スポーツ・レクリエーションなど趣味・余暇の活動をきっかけにして社会参加を図っていくことも重要です。

これらをふまえ、課題を解決していくためには、

- 1) 交流・コミュニケーション支援施策の充実
- 2) 就労機会の拡大
- 3) スポーツ・レクリエーション活動の振興

が必要です。

1) については、手話奉仕員養成事業や手話通訳派遣制度の充実、公共施設運営上の障害のある人に対する配慮、生涯学習活動の促進や情報バリアフリーの推進等を図る必要があります。

2) に関連して、「障害のある人の就労支援」は、障害者自立支援法およびそれに基づく国の「基本指針」などの中で特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置付けられており、公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介や事業主に対する各種助成制度および法定雇用率制度に基づく指導に加え、障害者トライアル雇用事業等が実施され、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援も受けやすくなるなど、多くの施策・事業が進められています。本市においても、国・県との連携を十分に図り、障害のある人の就労支援のための施策を効果的に推進する必要があります。

3) については、障害者スポーツの振興と、障害のある人とない人との交流や社会参加に努めるとともに、障害者スポーツ指導員の養成を図ることが必要です。

第1節 交流・コミュニケーション支援施策の充実

【主要施策】

コミュニケーション施策の充実

聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保を図るため、手話奉仕員養成事業、手話通訳派遣制度および要約筆記奉仕員派遣事業の充実を図ります。

点訳ボランティア養成事業および朗読ボランティア養成事業を実施します。

市報等の録音テープの作成を継続し、視覚障害者等への市政の周知を図ります。

図書館において対面朗読事業（視覚障害者等の希望に応じて朗読する）、録音図書の製作事業（視覚障害者等から希望のあった図書をテープに吹き込む）および市販の文芸作品の録音テープ等の充実を図ります。

見込量

種別 地域生活支援事業（必須事業）

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業名	見込量			
	利用見込み者数			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話通訳者派遣事業	206	209	212	223
要約筆記者派遣事業	0	2	4	10

社会参加への支援

障害のある人が利用しやすいように、公共施設の管理運営に配慮します。

障害のある人が公共施設を利用する場合の使用料の軽減を継続します。

市主催の催しものにおいて、聴覚障害者が参加できるよう手話通訳派遣制度の活用に努めます。また、視覚障害者についても、配慮するよう

努めます。

生涯学習活動の促進

障害のある人もない人も、共に参加できる各種講座やスポーツなどの教室の開催に努めます。

手話通訳者やボランティアの協力を得て、各種講座や教室などへ参加できる条件を整えていきます。

各障害者団体による自主的な学習活動への支援に努めます。

情報バリアフリーの促進

重度の視覚障害者や上肢不自由者に対し、情報機器（パソコン）を使用する際に必要な周辺機器やソフトを購入するための費用の一部を給付します。

市のホームページ等を利用して、障害者福祉情報を提供します。

第2節 就労機会の拡大

【主要施策】

関係機関との連携強化

障害のある人の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、埼玉障害者職業センター、職業能力開発校および「就労移行支援」サービス提供事業者などとの連携を維持、強化します。

見込量

種別 指定障害福祉サービス（日中活動系サービス）

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

区分	見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
合計日数 (人日/月)	0	20	40	120
人数(人/月)	0	1	2	6

種別 地域生活支援事業（任意事業）

更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練費や就職支度金を給付し、障害のある人の社会復帰の促進を図ります。

区分	見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用見込み 者数(人/月)	9	10	11	14

職業リハビリテーションの周知

保健所・公共職業安定所などと連携し、通院患者リハビリテーション事業や職場適応訓練などの周知に努めます。

一般就労の促進

障害のある人の雇用拡大のため、障害者雇用促進月間などの啓発を実施するとともに、雇用助成金制度などの周知に努めます。

「障害者雇用連絡会議」の一員として、障害のある人の雇用について研究を継続します。

「障害者就労支援センター」の設置について、検討・研究を推進します。

就職に必要な素地を与えとともに雇用の促進と職場における定着性の向上を図るため、関係機関等との連携を取りつつ「職親委託制度」の充実に努めます。

種別 地域生活支援事業（任意事業）

知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立を図るため、一定期間、知的障害者の援護に熱意を持った事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等を行います。 63ページ

区分	見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用見込み者数	0	1	2	3

公的機関の雇用の促進

市職員への障害のある人の雇用について、今後も積極的に検討し、法定雇用率を超える雇用に努めます。

障害のある市職員の職場環境の整備に努めます。

福祉的就労の充実

市障害者福祉センター事業の充実を図るため、販売を目的とする自主製品の開発などを検討します。

福祉施設などの製品を販売する福祉の店などの支援に努めます。

市総合福祉会館でのサービスコーナーの確保に努めます。

「就労継続支援」サービス提供事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。

見込量

種別 指定障害福祉サービス（日中活動系サービス）

就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

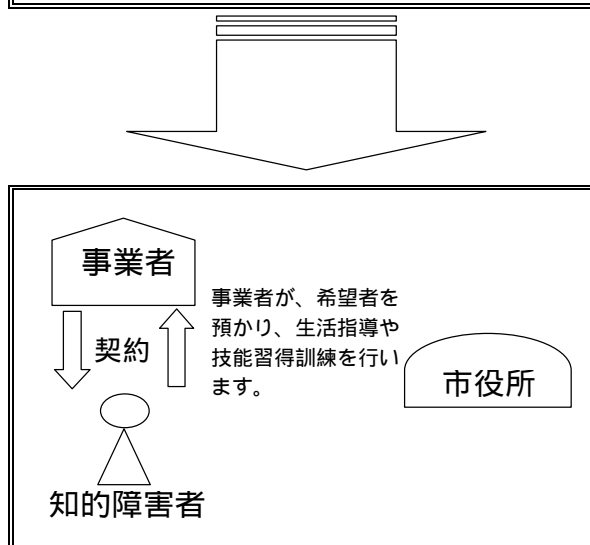
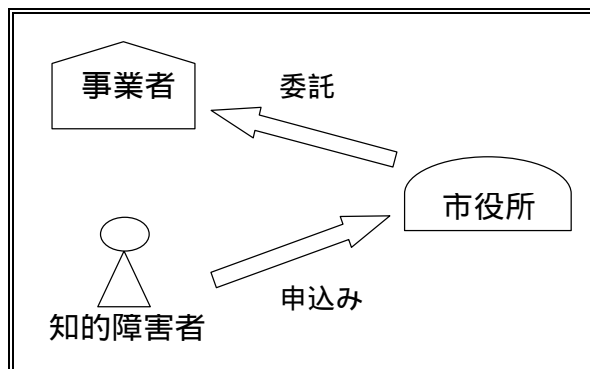
A型（雇用型）

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
合計日数 (人日/月)	0	0	20	20
人数(人/月)	0	0	1	1

B型（非雇用型）

区 分	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
合計日数 (人日/月)	0	80	220	500
人数(人/月)	0	4	11	25

知的障害者職親委託制度



第3節 スポーツ・レクリエーション活動の振興

【主要施策】

スポーツ・レクリエーション活動の振興

『障害者スポーツ・レクリエーション大会』の開催を継続し、障害者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じて障害のない人との交流や社会参加を図ります。

障害者スポーツ指導員の養成に努めるとともに、障害のある人のスポーツ事業を企画・運営する指導者の育成を図ります。

障害および障害のある人に対する理解を促進するため、音楽を通じて障害のある人とない人がふれあうことのできる音楽交流の活動を支援します。

第4章 自立に向けての力を高める教育を充実します

【現状と課題】

「完全参加と平等」を実現する一環として、障害のある児童生徒一人ひとりが、障害のない児童生徒と同じようにその持てる力や可能性を最大限に発揮できるような教育のあり方が求められています。さまざまな障害のある児童生徒に対し、多様な教育（「特別支援教育」）を展開することにより、障害のある個々の児童生徒に最も適切な教育の場を確保することが大切です。

これらを考慮し、また、義務教育就学前の育成の重要性にも目を向けると、

- 1) 就学前保育等の充実
- 2) 特別支援教育および放課後児童対策の充実

が必要であることが分かります。

1) については、保育所への障害児の受け入れを促進したり、障害児の通園訓練への支援に努めることが課題となります。

2) については、児童生徒の指導に当たる教職員が障害や障害のある児童生徒に対する認識と理解を深める必要があることから、教職員に対する研修をいっそう充実させることが重要です。さらに、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等についても、教職員の理解を深める必要があります。

また、「ノーマライゼーション」の理念や「共に生きる社会」を実現するためには、子どもの頃から障害のあるなしにかかわらず「共に育ち、共に学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流および共同学習」を拡充するとともに、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。

第1節 就学前保育等の充実

【主要施策】

障害児保育の促進

保育所への障害児の受け入れを促進し、また、保育士の研修の充実などに努めます。

障害児の療育支援

「親子教室」や「児童デイサービス」など市総合福祉会館内「おもちゃ図書館」の障害児への活用を進め、療育体制を推進します。

在宅心身障害児の日常生活や集団生活などへの適応訓練を行う児童デイサービス施設およびその利用児への支援に努めます。

第2節 特別支援教育および放課後児童対策の充実

【主要施策】

適正な就学支援

障害の種類や程度・特性を正しくとらえ、障害児一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう、「就学支援委員会」などで適正な就学支援に努めます。

障害児の指導内容の充実

障害のある児童生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、「特別支援教育コーディネーター」を活用しながら推進するとともに、個に応じた指導内容の充実に努めます。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、障害の程度に応じた配慮や「通級による指導」の充実に努めます。

研修機会を充実して教職員の資質の向上と障害者・児への理解の促進を図ります。また、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等に対する理解を深めるための教職員の研修を実施します。

交流および共同学習の推進

障害者・児に対する理解と適切ななかかわりや援助について学び、「ノーマライゼーション」の理念を実現することをめざして、「支援籍」制度など教職員・保護者・児童生徒が一体となった交流および共同学習を推進します。

「支援籍」 68ページ

通常の学級と特別支援学校（養護学校）の交流や特別支援学級の合同学習のほか、「総合的な学習の時間」等を利用して、施設訪問や車いす・手話体験などの実施を促進します。

関係機関との連携強化

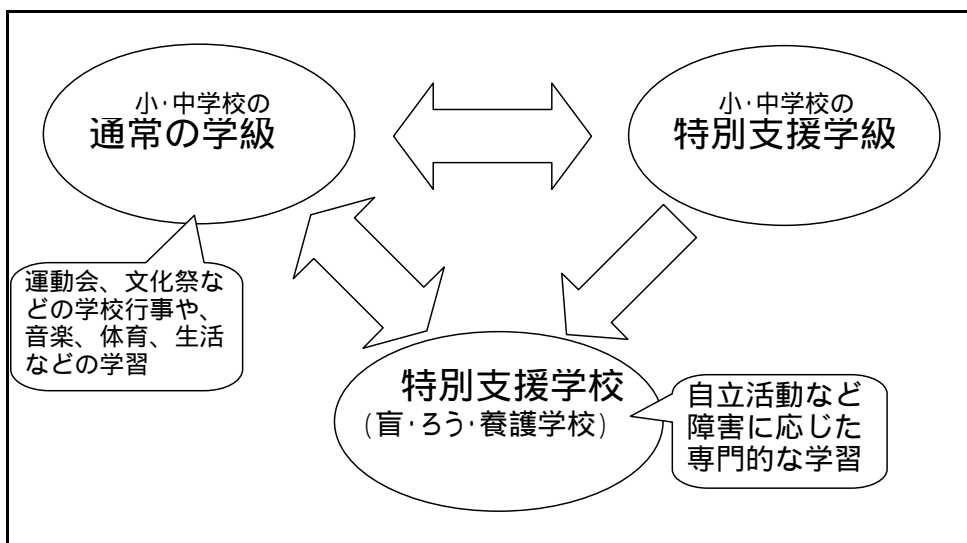
障害の重複化・重度化に対応し、適切な指導や教育を行えるように、福祉・医療・専門的教育機関など、関係機関とのさらなる連携強化に努めます。

放課後児童対策の推進

特別支援学校（養護学校）児童を専門に受け入れている放課後児童クラブへの支援を続けるとともに、市内の学童保育室や放課後子ども教室への障害児の受け入れに努めます。

市内の学童保育室の指導員が障害児の指導について知識や技能をより向上させるよう、研修への参加を促進します。

支援籍



第5章 安心できる保健・医療施策を推進します

【現状と課題】

障害のある人が地域の中で安心してより質の高い健康な生活を送れるように、保健・医療を充実させることは、極めて重要です。より具体的には、

- 1) 早期発見・療育の充実
- 2) 保健・医療体制の充実
- 3) 保健活動の総合的推進

が必要と言えます。

障害を早期に発見し、早期治療・療育につながるよう各種保健・福祉施策と結び付けていくためには、きめ細やかな相談・指導や保護者等に対する精神的な支援も含めた支援体制を充実するとともに、保健・医療・福祉等の機能的な連携を強めていくことが重要です。

また、平成17年度の介護保険制度改革においては“予防重視型システムへの転換”が行われましたが、障害保健福祉の分野でも「障害や病気の予防」をより重視するしくみの整備が大切になります。成人の生活習慣病の予防等、市民自らが生涯を通じて主体的に「健康づくり」を進めるとともに、行政・民間団体等が一体となって、個々の市民の状態に応じたきめ細やかな支援をしていくことが必要です。

さらに、医師会等と連携・協力して、休日・夜間急患医療体制の充実や、訪問歯科診療など障害者歯科保健医療施策の推進、機能訓練の充実などを図ることも必要です。

精神保健の分野については、市民への精神障害および精神障害者に関する正しい理解の普及を図る一方で、精神障害者の社会復帰を支援・促進するため、相談や指導を充実することが必要となります。

第1節 早期発見・療育の充実

【主要施策】

疾病予防・早期発見の推進

妊婦健康診査、妊婦相談等を実施し、妊婦の健康管理を推進します。

乳幼児の疾病予防や障害の早期発見・早期療育のため、乳幼児健診、健康教育、乳幼児相談および訪問指導の充実を図ります。また、関係機関と連携しながら、軽度発達障害等の早期発見・早期対応に努めていきます。

成人の生活習慣病等疾病の予防のため、各種健康診査、がん検診、健康教育や健康相談などの充実を図ります。

障害児療育システムの整備

福祉・保健・教育・医療の連携を強化し、一貫した療育体制づくりを進めます。

保育園・幼稚園に就園している発育や発達の遅れなどのある児童に対し支援を行うため、各園との連携の強化を図り、「保育園・幼稚園巡回相談」の充実に努めます。

「親子教室」や「児童デイサービス」など市総合福祉会館内「おもちゃ図書館」の障害児への活用を進め、療育体制を推進します。

在宅障害児の日常生活や集団生活などへの適応訓練を行う児童デイサービス施設およびその利用児への支援に努めます。

第2節 保健・医療体制の充実

【主要施策】

相談・指導体制の充実

障害のある人が安心して生活できるよう関係職員が家庭訪問し、必要な指導・援助を行います。

保健所などの協力を得て、障害のある人のための相談体制を整えます。

機能訓練事業の充実

医療リハビリ終了後も自主的に訓練を希望する障害のある人に対し、市総合福祉会館における機能訓練の充実を図ります。

在宅医療・歯科医療の充実

休日急患医療について、医師会・歯科医師会と連携を図り充実に努めます。

夜間急患医療について、医師会等と協力を図り研究します。

歯科医師会の協力を得て、訪問歯科診療の充実を図ります。

地域で治療が困難な障害のある人のため、専門的機関と連携を図り医療の充実に努めます。

医療給付などの利用促進

重度心身障害者医療費助成の周知を図るとともに、医師会の協力を得ての申請の簡略化と窓口払いの無料化を継続します。

自立支援医療（更生、育成、精神通院）制度、特定疾患・小児慢性特定疾患医療費公費負担制度および心臓病児童の見舞金制度の周知を図ります。

第3節 保健活動の総合的推進

【主要施策】

健康づくりの推進

生活習慣病の予防等、市民自らが生涯を通じて主体的に健康づくりを進めるとともに、行政・民間団体等が一体となって、個々の市民の状態に応じたきめ細やかな支援を進めていきます。

関係職員の各種研修を充実します。

精神保健活動の推進

市民への精神障害・精神障害者に対する正しい理解の普及を図ります。

精神障害者の社会復帰を支援・促進するため、精神保健福祉に関する相談や指導等の実施・充実を図ります。

第6章 人にやさしいまちづくりを推進します

【現状と課題】

障害のある人の社会参加意欲の高まりや急速な高齢化を背景として、障害のある人や高齢者をはじめ、すべての人が個人として尊重され、さまざまな交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することのできる地域社会の実現が、強く求められています。そのためには、すべての人が自らの意思で自由に移動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、さまざまなバリア(障壁)を取り除き、「人にやさしい」安全で快適なまちづくりを推進していくことが大切です。

そこで、

- 1) 福祉環境の総合的整備
 - 2) 交通・外出支援策の充実
 - 3) 防災・防犯体制の充実
- が必要になります。

1)については、行政・市民および事業者が一体となって障害のある人や高齢者等に配慮した生活環境の整備を推進することを意味します。公共施設等を障害のある人や高齢者などすべての人々が利用しやすいようにするため、障害者対応トイレ・スロープ等を設置し、いっそうのバリアフリー化および年齢・性別・国籍・障害の有無など人々が持つさまざまな違いを越えて誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを実現する「ユニバーサルデザイン」化を図ることが必要です。また、市営住宅の建て替え時におけるバリアフリー化を推進するとともに、放置自転車等の放置物や店頭商品などによる道路や歩道の占拠の解消を図るため、関係機関や、さらには事業者や市民とも、協力・連携の強化に努めることが重要です。

2)に関しては、障害のある人が活動範囲を広げ、潤いのある生活を実現できるよう、道路・交通等の環境整備や障害のある人の外出・移動支援施策についていっそうの充実を図る必要があります。

3)に関しては、障害のある人は犯罪や事故の際の対応に困難を伴うことが多いため、安心して地域生活を送るためには、「地域防災計画」の施策・事業と連携を図りながら火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策や、障害のある人に対する犯罪などの発生を防止する防犯対策を積極的に展開していくことが必要となります。

第1節 福祉環境の総合的整備

【主要施策】

福祉のまちづくりの推進

障害のある人が安全で快適な生活を送ることができるような都市環境の整備を促進し、総合的な福祉のまちづくりを推進します。

障害のある人の駅利用を容易にするため、誘導装置など駅構内の整備について関係機関に働きかけていきます。

公営施設の整備推進

市所有の施設を障害のある人や高齢者などすべての人々が利用しやすいようにするため、障害者対応トイレ・スロープ等を設置し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進を図ります。

公営住宅の整備促進

障害のある人にも使いやすい安全な施設設備をめざし、また、既存市営住宅の建て替えの時には、バリアフリー化を推進します。

放置物などの是正指導

事業者や市民と協力して放置自転車などによる通行困難の解消に努めます。また、駅周辺の放置自転車対策として、引き続き市営無料駐輪場の整備に努めます。

店頭商品などによる道路や歩道の占拠の解消を図ります。

第2節 交通・外出支援策の充実

【主要施策】

循環バスの充実

主要福祉施設や公共施設を循環バス路線に組み込むよう努めます。
障害のある人の利用しやすい車両の運行および障害者手帳所持者の運賃無料化を継続します。

道路環境の整備

障害のある人が安心して利用できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差の改善を図ります。

外出・移動支援施策の推進

地域生活支援事業の「移動支援事業」の充実を図り、障害のある人のためのガイドヘルプサービスを推進します。

「身体障害者補助犬法」の内容について、周知に努めます。

ガイドブック『障害者の援護について』や市報などにより、各種交通機関の運賃・料金の割引制度、「福祉タクシー利用料金助成制度」および「自動車燃料費助成制度」の周知を図ります。

自動車を使用しての外出を支援するための「自動車運転免許取得費助成制度」および「自動車改造費助成制度」の周知を図ります。

見 込 量

種 別 地域生活支援事業（必須事業）

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。

事業名	見 込 量			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
移動支援事業				
実施見込み箇所数	7	8	8	10
述べ利用見込み者数（月）	160	165	170	190
延べ利用見込み時間数（月）	400	410	425	470

リフト付き自動車等の活用

社会福祉協議会で導入したリフト付き自動車の貸出事業等を活用し、障害のある人の外出支援を促進します。

第3節 防災・防犯体制の充実

【主要施策】

施設防災体制の強化

障害者施設などへの立入検査および防火管理指導などを行い、防災管理体制の強化を図ります。

災害発生時においては、重度障害者に対して、福祉施設を活用して受け入れる体制（災害時要援護者用避難所の開設）を整備します。

住宅防災対策の推進

住宅の不燃化・耐震性の向上など安全対策を呼びかけ、住民の防災意識の向上を図ります。

防災機器などの設置を促進し、障害のある人およびその家族の安全対策を推進します。

緊急通報システムの整備

障害のある人の緊急時の通信手段である『ファックス110番』やインターネット（パソコンや携帯電話）を利用した『メール110番』の普及・活用を図ります。

災害時における迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの拡大を図ります。

聴覚障害者用緊急通報ファックスの利用を促進します。

災害対策

障害のある人に配慮した訓練を実施します。

災害時における避難の支援を行なうため、体制の整備を図ります。

第 編

計画の推進

第1章 計画の推進・進行管理体制

第2章 見込量

第1章 計画の推進・進行管理体制

障害の有無にかかわらずすべての市民が「いきいき・ふれあいとぬくもりのまち」で心豊かに生活を送れるよう、本計画を実効性のあるものとし、推進しまた進行を管理するための方策は、以下ようになります。

1 計画推進の体制

保健・医療・福祉の連携

障害の重度化や中途障害者の増加などに伴い、保健・医療・福祉の連携はますます重要になっています。このため、保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的かつ効果的な提供に努めます。

関係機関などとの連携

障害のある人の要望に適切に対応していくため、社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、サービスの提供に努めます。また、施設の整備や利用、総合的・専門的な相談体制の充実、「地域自立支援協議会」の設置など市単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いものについては、周辺市町村や県などとの連携のもとに取り組んでいきます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的なサービスを実現するため、民間の事業者にも働きかけていきます。

民間企業の参画

障害のある人が自立した生活を送れるよう、福祉的就労の場の確保を図るとともに、公共職業安定所をはじめとする関係機関と連携し、民間企業における障害者雇用の啓発・促進に努めます。

市民の参画

「市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いを尊重し理解し合うよう努める」ことを出発点にして、広報活動の充実や福祉・ボランティアなどに関する学習の機会の拡充などにより、市民の参画を促進します。

2 計画の進行管理

推進体制の確立

本計画は、保健・医療・福祉・教育・労働・交通・まちづくりなど多くの分野の内容を含んでおり、その推進のためには障害の内容やライフステージに対応したきめ細やかで一貫した施策を実施できる体制づくりが不可欠です。このため、「障害者計画進行管理委員会」の設置を継続し、計画の進捗状況を確認・評価します。

国・県に対する要望

本計画の推進に当たっては、国・県などの関係機関との密接な連携が求められています。同時に、保健福祉関係の充実に向けた制度改善と、市町村に対する財政的支援について、国・県に対して要請を行います。

第2章 見込量

1 本計画の見込量一覧

本計画第 編「基本計画」の各章において掲げた“見込量”を一覧にして再掲すると、以下の表のようになります。

指定障害福祉サービスの見込量

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問系	居宅介護	1,170 時間分	1,190 時間分	1,210 時間分	1,350 時間分
	重度訪問介護				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
日中活動	生活介護	40 人日分	200 人日分	260 人日分	1,340 人日分
	自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	20 人日分	20 人日分
	自立訓練（生活訓練）	0 人日分	40 人日分	80 人日分	160 人日分
	就労移行支援	0 人日分	20 人日分	40 人日分	120 人日分
	就労継続支援（A型）	0 人日分	0 人日分	20 人日分	20 人日分
	就労継続支援（B型）	0 人日分	80 人日分	220 人日分	500 人日分
	療養介護	0 人分	1 人分	1 人分	6 人分
	児童デイサービス	40 人日分	45 人日分	50 人日分	70 人日分
	短期入所	25 人日分	25 人日分	25 人日分	30 人日分
居住	共同生活援助	10 人分	12 人分	14 人分	20 人分
	共同生活介護				
	施設入所支援	2 人分	14 人分	20 人分	69 人分
相談支援		0 人分	55 人分	57 人分	65 人分

「国指定単位」目標のみを表示。

地域生活支援事業（必須事業）の見込量

事業名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
(1) 相談支援事業								
相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	2		2		2		2	
イ 地域自立支援協議会	-		-		1		1	
市町村相談支援機能強化事業	-		-		1		1	
住宅入居等支援事業	-		-		-		1	
成年後見制度利用支援事業		0		1		2		3
(2) コミュニケーション支援事業								
手話通訳者派遣事業		206		209		212		223
要約筆記者派遣事業		0		2		4		10
手話通訳者設置事業		-		-		-		-
(3) 日常生活用具給付等事業（件数）		207		210		214		225
介護・訓練支援用具		8		8		9		9
自立生活支援用具		5		5		5		6
在宅療養等支援用具		6		6		6		7
情報・意思疎通支援用具		9		9		10		10
排泄管理支援用具		178		181		183		192
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		1		1		1		1
(4) 移動支援事業 （「利用見込者数」欄の上段は利用見込者数、下段は延べ利用見込時間数）	7	160 400	8	165 410	8	170 425	10	190 470
(5) 地域活動支援センター								
基礎的事業	1	11	5	69	5	71	5	69
機能強化事業	1		5		5		5	

地域生活支援事業（任意事業）の見込量

事業名	18年度	19年度	20年度	23年度
日中一時支援事業(人/月)	8	10	12	15
訪問入浴サービス事業(人/月)	1	1	2	3
更生訓練費 施設入所者就職支度金給付事業(人/月)	9	10	11	14
知的障害者職親委託制度	0	1	2	3

利用見込み者数

2 基本的考え方

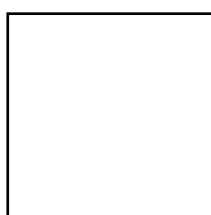
障害者自立支援法およびそれに基づく国の「基本指針」等では、必要見込み量を定めるべきサービスの項目と内容が示されました。

“ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 ” として

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

の4つが掲げられていることから、本市においてもこれらを念頭に置きながら、新体系サービスへの移行、障害のある人になるべく住み慣れた身近な地域の中で生活していくことの重視、市内外の施設と連携を深めつつ活用に努めていくことなど、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備に力を入れてその充実を図っていきます。

第



編

付 属 資 料

資料 1 計画策定委員会設置要綱

資料 2 同 委員名簿

資料 3 計画策定経過

資料 4 アンケート調査実施の概要

資料 5 障害者関連団体ヒアリングの概要

資料 6 用語の解説

資料 1 行田市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成 9 年 7 月 2 3 日
告 示 第 4 4 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 4 5 年法律第 8 4 号)第 9 条第 3 項及び障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、行田市障害者計画及び行田市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するため、行田市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

障害者計画等の策定に関すること。

その他障害者計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

社会福祉施設等の代表

障害者福祉団体の代表

学識経験者

公募の市民

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、障害者計画等の策定に関する結果を市長へ報告するまでの間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、再度召集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 委員会の議事は、主席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 9 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。 （平成14年7月17日告示第91号）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。 （平成18年10月1日告示第229号）

資料2 行田市障害者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	職 名
社会福祉施設等の代表	茂 木 幸 雄	(福)行田市社会福祉協議会常務理事
	川 田 功 二	(福)幸生会 白鳥園施設長
	蛭 間 裕	(福)聖徳会 行田園施設長
障害者福祉団体の代表	田 島 幸 夫	行田市身体障害者福祉会会長
	久 保 田 隆 久	行田市視力障害者協会会長
	渡 部 俊 彦	行田市聴覚障害者の会会長
	川 原 淳 子	行田市肢体不自由児(者)父母の会理事
	佐 々 木 久 二	行田市手をつなぐ育成会会長
	西 田 吉 之 助	行南わかくさ会会長
学識経験者	島 田 悦 男	行田市医師会
	後 藤 昭 三	行田市民生委員・児童委員連合会会長
	並 木 孝 之	埼玉県行田県土整備事務所長
	橋 本 眞 男	行田公共職業安定所長
公募の市民	青 木 智 義	
	木 村 浩 章	

名簿中「 」印は委員長、「 」印は副委員長

資料3 計画策定の経過

平成18年9月上旬～下旬……………計画策定のためのアンケート調査 実施

平成18年10月30日、11月1・8日……………障害者関連団体ヒアリング 実施

平成18年12月20日……………第1回策定委員会

委嘱状の交付

委員長・副委員長選出

議 題

- ・アンケート調査結果等について
- ・計画の基本的考え方について など

平成19年1月16日……………第2回策定委員会

議 題

- ・計画（案）について
…「基本計画」、「計画の推進」について

平成19年1月30日……………第3回策定委員会

議 題

- ・計画（案）について
…計画の「序論」、「基本構想」、「基本計画」、
「計画の推進」について

平成19年2月9日～28日……………計画案に対するパブリック・コメント 実施

平成19年3月16日……………第4回策定委員会

議 題

- ・パブリック・コメント、県協議の結果について
- ・新計画の最終承認について

資料4 アンケート調査実施の概要

平成18年9月に、アンケート調査を実施しました。その実施要領は以下のとおりとなります。なお、調査結果の要点に関しては、「序論」第2章第3節にて説明しております。

1 調査の名称

行田市障害者計画改定のためのアンケート調査

2 調査の実施概要

調査は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、および障害のない市民を対象に実施した。

各調査の対象者、方法、回収結果等は次のとおりである。

調査の実施概要

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害のない市民
(1) 対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神保健福祉 手帳所持者	無作為抽出
(2) 対象者数	2,451人	398人	253人	497人
(3) 抽出方法	全数(悉皆) 調査	全数(悉皆) 調査	全数(悉皆) 調査	住民基本台 帳からの無 作為抽出
(4) 調査方法	郵送による配付、回収			
(5) 実施時期	平成18年9月上旬～9月25日			
(6) 回収結果				
・有効回収数	1,220	191	38	166
・有効回収率	49.8%	48.0%	15.0%	33.4%

資料5 障害者関連団体ヒアリングの概要

平成18年10月30日、11月1日、8日に実施した計画策定に向けての「障害者関連団体ヒアリング」の概要は、以下のとおりです。

おもなテーマ

- ・団体の目的、活動状況など
- ・問題点、課題と今後力を入れて取り組んでいきたいこと
- ・新しい計画に望むこと、期待することなど

団体ヒアリング参加団体一覧表

団体名称	聴き取り実施日	場 所	団体からの出席数
行田市身体障害者福祉会	10月30日	行田市総合福祉会館 「やすらぎの里」	5人
行田市視力障害者協会	〃		3人
行田市聴覚障害者の会	〃		3人
行田市手をつなぐ育成会	11月1日		5人
行南わかくさ会	〃		1人
行田市肢体不自由児者父母の会	11月8日	行田市役所	5人

資料6 用語の解説

あ 行

インクルージョン 「子どもというものは十人十色で、その中にハンディキャップのある子がいて当たり前である」という前提に立って、そうした子ども達の違いを認めて個々の教育ニーズに対応し、全てを包み込む学校・学級・社会が望ましいという考え方、およびそうした手法のこと。

A D H D (注意欠陥・多動性障害) Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られること。

N P O Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織。平成 10 年、これに法人格を与え活動を支援するための「特定非営利活動促進法」が成立した。

L D (学習障害) Learning Disabilities の略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く・話す・読む・計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障害の総称。

か 行

ガイドヘルパー 脳性まひ等による肢体不自由者、重度の視覚障害者および知的障害者等が、外出する時に付き添い、介護するホームヘルパー。外出介護員。そのサービスが「ガイドヘルプサービス」。

完全参加と平等 「国際障害者年」の目標テーマ。障害者が、それぞれの住んでいる社会において社会生活と社会の発展に関して「完全参加」し、社会の他の人々と同じ生活条件を獲得し、社会的・経済的発展によって生み出された生活条件の改善における平等な配分を享受する(「平等」)ことの実現をめざす、という内容。

緊急通報システム 居宅で緊急を要する事態に陥った時に、簡単な操作で消防署等へ通報

できるシステム。ひとり暮らしの高齢者や、ひとり暮らしの重度身体障害者等の世帯に端末機を設置している。

苦情解決制度 福祉サービスの利用に関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設け、利用者との話し合いで解決することが原則とされている。この話し合いで解決できなかったり、事業者に言えない苦情などは、埼玉県社会福祉協議会に置かれている「埼玉県運営適正化委員会」が相談を受けている。

場所：さいたま市針ヶ谷4 - 2 - 65 彩の国すこやかプラザ

電話：048-822-1194 ファックス：048-822-1406

グループホーム（生活ホーム） 就労(福祉的就労を含む)している障害者が、食事や家事など毎日の暮らしについて世話人等による援助を受けながら、地域の中で少人数で共同生活をする生活の場。

権利擁護センター 意思能力が十分でないため生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者および知的障害者等の方々が、安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うことを目的に設置されている。

場所：さいたま市針ヶ谷4 - 2 - 65 彩の国すこやかプラザ内

電話：048-822-1194 ファックス：048-822-1406

高機能自閉症 知的障害を伴わない自閉症のことで、対人関係やコミュニケーションの障害やこだわり行動が見られる。

国際障害者年 1981年。国際連合がこの年を「国際障害者年」とし、障害者の「完全参加と平等」の実現を目標にした。社会的環境条件を、障害者を含めた全ての人が利用できるものに変革すべきことを強調している。

雇用率（制度） 「全ての事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障害者の雇い入れに努めなければならない」とされているが、「このような連帯責任は、原則として全ての事業主によって平等に負担されるべきであり、各事業主がその雇用する労働者数に応じて連帯責任を分担するのが合理的である」との考えから、障害者雇用率が設定されている。

区 分		雇用率
民間企業	一般の民間企業	1.8%
	特殊法人	2.1%
国及び地方公共団体		2.1%
都道府県等の教育委員会		2.0%

さ 行

支援費制度 それまでの「措置制度」（県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた）に代わって平成15年4月から開始された障害者福祉サービス利用制度。障害者自身が、希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用するもの。

就学支援委員会 教育上特別な対応を要する児童・生徒の調査や審議を行う機関で、県単位または市町村の教育委員会に置かれている。学識経験者、医師、児童福祉施設職員、障害児教育担当職員などにより構成される。教育機関、保護者からの相談があった時や、入学前の調査でさらに詳しく調査する必要がある場合に再調査を行い、その結果に基づいて適正な就学支援を図る。

障害者基本法 障害者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障害者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。

障害者週間 12月3～9日。政府が昭和56年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年に障害者基本法に明記された。国際連合で障害者の権利宣言を採択した日を記念したもので、障害者問題についての国民の理解と認識を深める各種の啓発・広報活動が行われている。平成7年度から3日から9日までを「障害者週間」としており、16年度の障害者基本法の一部改正で盛り込まれた。

障害者スポーツ指導員 障害のある人へのスポーツ指導に当たっては、スポーツのルールや指導法の習得ばかりではなく、障害やスポーツに関する医学的、社会的、心理学的な知識が必要となっているが、その知識と技術を有するのが障害者スポーツ指導員である。養成と認定は（財）日本障害者スポーツ協会が主として行っており、県内では、障害者交流センターにおいて、同協会が定める「公認障害者スポーツ指導員制度」（初級・中級）講習会を実施している。

障害者対策に関する埼玉県長期計画「ふれあい彩の国プラン 21」 平成6年3月に、平成14年度を目標に埼玉県で策定された計画で、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の社会への「完全参加と平等」をめざすこととしていた。県では平成9年度に重点施策実施計画も策定した。

障害者対策に関する新長期計画 平成5年度からおよそ10年間にわたる国の施策の基本的方向を示すもので、障害者の主体性、自立性の確立 すべての人参加によるすべての人のための平等な社会づくり 障害の重度化・重複化および障害者の高齢化への対応 施策の連携 「アジア太平洋障害者の十年」への対応を基本的な考え方としていた。

障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～ 「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を踏まえつつ、地域で共に生活する 社会的な自立を促進する バリアフリー化を促進する 生活の質(QOL)の向上 安全な暮らしを確保する 「心のバリア」を取り除く 国際協力・国際交流の7つの視点から重点施策を定め、数値目標を掲げていた。

小規模作業所 在宅の障害者が作業をしたり、日常生活の支援を受けたりできる、身近な地域にある小規模の作業所のこと。法定外の施設で、障害者や家族、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。「共同作業所」「福祉作業所」などの名称でも呼ばれる。また、県補助を行う心身障害者の小規模作業所については、「心身障害者地域デイケア施設」と呼んでいる。

ショートステイ 短期入所。障害者(児)の介護を行っている人の病気、その他の理由(私的な理由を含む)により、障害者(児)が居宅において介護を受けることができない場合に、障害者(児)が一時的に障害者施設等に短期間入所すること。

小児慢性特定疾患 治療が長期間にわたり医療費も高額となる10の疾患。これらについて「小児慢性特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者家庭の負担を軽減している。

自立支援医療制度 平成 18 年 4 月から、それまでの障害に関する公費負担医療をまとめる形で開始された制度で、「更生」「育成」「精神通院」の 3 種類がある。そのうち「精神通院」は、従来の「精神障害者通院医療費公費負担制度」を継承する制度。

心身障害者地域デイケア施設 在宅の障害者が、身近な地域で通所して自立訓練および授産活動などを行うことにより、社会参加をめざす施設。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、視覚障害 聴覚または平衡機能の障害 音声機能・言語機能または咀嚼機能の障害 肢体不自由 内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障害)で、障害の程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

精神障害者保健福祉手帳 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事および指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見(人)制度 判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)を保護するための制度。

た 行

(障害者)地域自立支援協議会 市町村(または圏域)が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉についてのシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として設置するもので、構成員は相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者などが想定される。おもな機能として・福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立・公平性の確保(事業評価)・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などが期待されている。

通院患者リハビリテーション事業（精神障害者社会生活適応訓練事業） 回復途上にある通院中の精神障害者を、一定期間精神障害者の社会参加に熱意のある事業所に委託して、仕事の間を提供するとともに社会適応訓練を行い、社会復帰を図る事業。

通級による指導 小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ障害に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

デイサービス 在宅の障害者に対して、地域の福祉施設等において機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。日帰り介護。

特定疾患 難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない 52 の疾患(県単指定の 7 疾患を含む)。これらについて、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

な 行

難病患者 「難病」とは、原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。現在、国・県では、118 を指定している。

日常生活用具 重度の障害者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や聴覚障害者用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

ノーマライゼーション 障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会である、とする考え方。

は 行

バリアフリー 「障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(*Barrier*)となるものを除去(*フリー-Free*)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

バリアフリー新法 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」の通称で、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」(*いずれも通称)を統合する形で平成18年6月に制定され、12月より施行された。高齢者、障害者等の円滑な移動と建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策の総合的推進を目的とする。

ピアカウンセリング 障害者等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障害者等の相談に応じ、問題解決を図ること。ピアカウンセラーはその相談に応じる人のこと。

ファックス110番 聴覚または音声・言語機能障害者がファックスによって110番通報を行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故への早期対応を図るもの。ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所・氏名・年齢・性別」を書き込む必要がある。

ファックス フリーダイヤル(料金着信払い) 0120-264110

福祉的就労 一般企業などでの就労が困難な障害者が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

ホームヘルプサービス 障害者や高齢者等で日常生活を営むのに支障のある人のいる家庭に対して、ホームヘルパーが訪問し、相談・助言をはじめ家事援助や身体介助など、さまざまな援助を行うサービス。訪問介護サービス。

補装具 身体障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の白杖・義眼・点字器、聴覚障害者用の補聴器、音声・言語機能障害者用の人工喉頭、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。なお、従来補装具であったストマ用装具・紙おむつは、平成18年10月から制度変更によって日常生活用具に位置付けられている。

ま 行

メール110番 聴覚または音声・言語機能障害者が携帯電話の電子メールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報を行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置し、事件・事故への早期対応を図るもの。メールには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所・氏名・年齢・性別」を書き込む必要がある。

メールアドレス 110ban@mail.police.pref.saitama.jp

や 行

ユニバーサルデザイン 特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを越えて全ての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

養護学校 障害のある児童生徒に対して、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。平成19年4月以降、盲学校・ろう学校とあわせて「特別支援学校」という呼称に変更されている。

ら 行

ライフステージ 幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

リハビリテーション 障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

療育手帳 児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障害の程度により、埼玉県では4段階に区分している。埼玉県では「みどりの手帳」という愛称がある。

レスパイトサービス 障害者のいる家族に対して、一時的に一定期間、介護から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。